#### 試論 「普遍共生の原理的考察

## ―認知症との共生を考える」(完)

金

泰

明

目次

0 対立と共生 はじめに――問題の所在と研究の方向

3 共生の考察――五つの視点

2 1 普遍ルール社会と普遍的人権概念 -価値的人権原理とルール的人権原理

普遍的人権概念と二つの人権原理

2 | 3 2 2 価値的人権原理の定義-普遍的人権概念と二つの人権原理 ――抽象的人格としての平等・道徳的義務としての人権 一価値的人権原理とルール的人権原理

2 | 3 | 2 2 | 3 |

価値的人権原理の存在意義-

-普遍共生の基本原理

1

価値的人権原理の土台――カントの道徳的自由論

論 説

 $\frac{2}{4}$   $\frac{1}{1}$ ルール的人権原理の土台――ホッブズ、ロック、ルソー、ヘーゲルの哲学原理

 $\frac{2}{4}$   $\frac{1}{2}$ ヘーゲルの「相互承認の原理」

 $\frac{2}{4}$   $\frac{1}{3}$ ルール的人権原理の存在意義——多文化共生の基本原理

3 市民社会と多文化共生

3 1 多文化共生――普遍的人権とマイノリティの権利の共存可能性

3-2 マイノリティとは

3-2-1 「人間として」・「人間らしく」生きる――「よいものへの欲望

3 - 3 「価値的マイノリティ」と「存在的マイノリティ」

「価値的マイノリティ」――「文化相関マイノリティ」と「理念相関マイノリティ」

3 | 5 マジョリティとマイノリティの対立 3 1 4

3 | 6 価値対立と利益対立

3 7 価値対立――「差異の承認」・「正当性の承認」+「存在の承認」

3 | 8 価値対立と文化的多様性の受容 「内なる」マイノリティと「外からの」マイノリティ

3 | 9

「生の世界」と普遍共生

1 普遍共生— ―認知症の人・精神障碍者との共生

4 2 「存在的マイノリティ」――「存在様態相関マイノリティ」と「意識様態相関マイノリティ」

4 | 3 | 4 3 「言語共同体」としての近代国家――「言語共同体」内のズレと「言語」内のズレ 1 「言語共同体」内のズレ――多文化共生の要請=多言語化・複言語化

4-3-2 「言語」におけるズレ――普遍共生の要請=言語の多元化

4 9

1

9

「食」のエロス― 「遊び」のエロス

―「生きることの味わい」としての「食」

9

3 2

おわりに

0

はじめに—

-問題の所在と研究の方向

論

楽』より)

識 欲望や情念の所在を『告げ知らされる』ことだ。だからわたしがいま見出したいと思っているのは、見ること(=認 《精神は、 のディスクールではなく、むしろ聴くこと(感じること)のディスクールなのである。》(竹田青嗣、 世界を見る、つまり認識し、 理解する。だが、それ以上に人間のこころは、 世界を聴く。聴くことは、 『陽水の快

《われわれは世界を知覚し思考するためにではなく、 世界の中に生きるようにできている。》(ミンコフスキー、 「精

\*本稿は「普遍共生」の概念化に向けた草稿である。よってここでの作業は、 主に「普遍共生」の概念化のための見

取り図を描き準備概念を検討することにある。

神分裂病』より

母がまるで見知らぬ他人のように思え、異なる人格のように感じた。いや、人格さえ喪失したただの「ヒト」のよう 抜け落ち顔も萎んで皺だらけで縮こまった体になって、日々変貌してゆく母の姿をみてわたしは、 に進行ししだいに家族を判別できなくなり、とうとう最愛のわたしでさえ「息子」とわからずじまいになった。 想い、母が「生きた世界」を問いかけた。その懊悩のなかから浮き上がってきた〈ことば〉が「普遍共生」である。 \*認知症で介護施設に入所したはじめの頃、母はわたしをみて息子が来た、と喜んだ。母の認知症は年を重ねるごと かで着想し、これからの共生論の一つの方向性としてわたしが示したものである。介護施設で暮らした認知症の母を 「普遍共生」ということばは、拙稿「『欲望論』は世界を拓く―〈見る〉世界から〈感じる〉世界へ」を執筆するな 眼の前の認知症の 歯が

に思えた。

護施設で暮らす「認知症の母」に会いにいっても気もそぞろで、まるで子供をあやすような口ぶりで「母」に接する、 まるで魂の抜けた人形のように思えた。すっかり変わり果てた母に面会に向かうわたしの足取りは重たく、たまに介 家族の掛け声にもさしたる反応はなくいつも目を閉じたまま黙りこくっている母。そんな姿を見て、わたしは母が

(ここにいるのは母とは異なる人格の女性である)

おざなりな自分がいたりするのである。

こうしてわたしは「認知症の母」を心の中で拒みその存在を打ち消すようにして、代わりに「ほんとうの

母

の面

影だけを抱くようにしていたのである。

\*脳科学者の恩蔵絢子は、身内が認知症になったときに感じる恐怖をつぎのように語っている。 《アルツハイマー病の本人、そして家族、友人が、最も不安に思う問題は、「その人がその人でなくなっていく

かもしれない」という、人格にまつわる問題であろう。…(略)…「母は、母でなくなっていってしまうのだ

「認知症の母」も「ほんとうの母」も同じく変わらぬ人間、同じ人格を有する「母」であるはずなのに、 ろうか?」私にとってもそれが一番の問題だった。》(略は筆者)

なぜ認知

を追い求め、「いま、ここ」で生きている「認知症の母」をありのまま受け入れることができなかったのか。「認知症 症の母をまったく異なる人格の人のように思いはねつけてしまったのか。なぜわたしは「ほんとうの母」の の母」はいかなる思いで人生の最後の「生の時間」を過ごしたのか、理性を「喪失」してもなおいかにして人間であ 面影だけ

\*ここで試みるのは、 生きた世界」を「理解」することである。まず、市民社会における「人格」の概念を確認することから探究をはじめ 一認知症 0 母 の思いや心を 一認識 することではなく、 認知症を生きた母を 一感受」 し母が

りつづけたのか。

た③

市民社会における人格は、「意識の同一性」(ロック)、や「意志の自由」(カント)を柱にした概念である。「意識 同一性」が伴わず「意志の自由」もままならない認知症者や精神障碍者は、それでも法的な人格の保持者や権利の受 \*近代市民社会の哲学者たちの「人格」概念をつぶさに検討していると、 わたしのなかに幾多の疑念が生じた。 近代

た疑義から、 認知症者や精神障碍者にまつわるこうした数々の問いは、従前の多文化共生論では解きえないのではないか。こうし て生きられるのか。またなぜ、こうした人びとが、差別や偏見に晒されなければならないのか。いかなる理由でこの 知症の人がはたして自由な存在といえるのか。「意識の同一性」や「意志の自由」が欠落してもなお人権の主体とし 益者とみなされその権利は保護されるのであるが、思考や判断・理解力が劣り時間や場所をきちんと認識できない認 人たちの人格が否定され、非人間的な扱いを受け、果てには「物言わぬ動物」のように殺されなければならないのか。 新しい共生論=普遍共生を模索しなければならないという思いに至ったのである。

的人権概念を哲学・原理的により強く深くまさに「普遍的な思想・原理」に編み上げることができる、という強い直 身体)でありつづけている、と確信した。竹田「欲望論」という新しい現象学・哲学の原理なくしては、普遍共生と いう新しいことばが生まれるはずもなかった。 由」を欠いても認知症の人たちは、それでもなお「生の世界」で「エロス存在」として生き、 人格中心の市民社会のあり様とは異なる新しい世界の広がりと原理に触れたことだ。「意識の同一性」や「意志の自 \*もう一つの重要な契機は、 竹田「欲望論」(新しい現象学)である。哲学者竹田青嗣の主著『欲望論』を手にして、 単なる普遍的人権への批判や補完ではなく、 普遍共生論によって普遍 自由な人間 (=主権的

\*では、なぜ、普遍共生なのか。それには二つの意味合いがある。

確信を抱くようになったのである。

る。 る。 には愛する人の姿もおぼつかなくなる。超高齢化時代を迎えた日本社会では、認知症の人びとと共に生きることは、 認知症は、 誰の人生にも老いがやって来る。〈私〉にとって認知症はひとり身内や他人事ではなく将来の自分自身の姿でもあ 誰もが認知症になる可能性があるからだ。つまり、 誰にも訪れうる「現実」なのである。どのような人生を送ろうともやがて人は老い弱りはて、 認知症は 私 の人生の途上での可能的 現実なのであ しまい

私

個人や家庭、社会全体にとって共通する喫緊の課題である。

と手立て―を有している。普遍的人権を支柱とする市民社会では「意識の同一性」や「意志の自由」が欠落したとさ 叶わぬ人が、それでもなお自由に自己決定できる人間とみなされ人間らしい「生」を送れてこそ普遍的人権・普遍ル り人びとが「いつでも、どこでも、誰でも人間らしく」共に生きることである。「意識の同一性」や「意志の自 会の迷惑」、「意思疎通がとれない人は安楽死すべきです」といい、「障害者は周りを不幸にする」などと供述した。 たりする。そんな事件が絶え間ない。 彼女らは邪魔者扱いされ半端者として嫌われ、 ール社会といえるのではないか。 \* |津久井やまゆり園」 れる人びと(認知症、精神障碍者)はなおかつ「人格」を保持し人権や法的権利は保障されている。 第二に、認知症の問題は「普遍ルール社会」としての市民社会の「ほころび」であるからだ。 の障害者四六人を殺傷した元職員の植松聖(さとし)被告人は、「意思疎通のとれない人は 普遍ルール社会としての市民社会は、こうした「ほころび」を縫い直す条件―原理 挙句の果てには生きる価値のない者として捨て去られ、 普遍共生は、 が、その実、 命さえ奪わ 直 が 'n

阪経法論 85('21.9)

筆談もできない」

認知症の人や障碍者の深夜に名古屋市内の公

世話をして保護すべき義務を負う人間

園に置き去りにするという事件が起こった。男性は話ができず、筆談もできなかった。本来、

(職員・公務員)

が、「意思疎通がとれない」、「話ができず、

愛知県の福祉相談センターの職員が、上司の指示で身元不明の七○代男性を保護した後、

はない。とりたてて極悪非道な輩の仕業とは思えないのである。とりわけ、植松被告人の裁判で陳述や面会時の供述 という理由で、臆面もなく障碍者や認知症の人の命を奪ったり公園に捨てたりする。 こうした理不尽を嘆き呆れ非道な仕打ちと罵倒するのは常人の業であるが、彼らとて普通の人間であることに違

などを目にして思うのは、普通の青年が園で働く中で重度障碍者への偏見と憎悪を膨らませていったことだ。

した強い考えだ」と大沢医師は法廷で述べた。 識をもつようになった。被告人の重度障碍者へ偏見と差別心は「社会的に認められないが、正常心理に基づいて発生 用者を助けたのにお礼を言われなかった、面会にほとんど来ない家族がいた…こうしたことから植松被告人は差別意 者に暴力をふるう同僚をみて「暴力はいけない」と相談したが「最初はそう思うよね」と言われた。風呂で助けた利 いた」との証言から当初は障害者への偏見はなかったが、やがて「障害者は生きる意味がない」と言い始めた。 精神鑑定をした都立松沢病院の大沢医師は法廷でつぎのように証言している。園の同僚らの「分け隔てなく接して 利用

《この男が〈怪物〉でないことは誰の目にも明らかだった》といい、《アイヒマンはあきらかに、法的な意味は言うま 者の一人で親衛隊将校のアイヒマンは、エルサレムの裁判で一貫して無罪を主張した。裁判を膨張したアレントは、 て極悪非道な輩ではなく普通の人が犯した非人間的な行為であるのだ。数百万人のユダヤ人ホロコーストの実行責任 でもなく道徳的な意味でも狂人ではなかったという冷徹な事実がある》と述べている。 \*いたって正常な人間の犯した犯罪。こうした犯罪行為・犯罪者を、アレントは「悪の平凡さ」と呼んだ。とりたて

残虐な事件も起こすということ。普通の人が『環境設定』次第では残虐な行為をしてしまうのだと考えないと、 を理解できません。》と述べている。 \*地下鉄サリン事件を起こしたオウム真理教を追い続けた映画監督の森達也もまた、《純粋で善良な人間がそのままで 人間

は、

価

:値観の対立のみならず、認知症の人々やさまざまな障碍者、

ハンセン病者などの人々の「存在を承認

うか。あるいはどのようにつながっているのだろうか。この「壁」やつながりを掘り下げて考えないかぎり、 たわたしと、 か つて、 愛する母の面影を慕い眼前の 非道な犯罪行為に走った植松被告人や県職員との間に、 「認知症の母」を心のなかで拒みその存在を「打ち消す」ような仕打ちをし いったいどのような違いや 壁 があるのだろ

にとっての普遍共生は単なるスローガンや空文句になりかねない。

よびいくつかのキーワード \*探究を進めるにあたって、普遍共生の概念化のための探究の方向性と依拠する哲学原理、 を 条件の探究である。 相違に起因する「価値対立」の克服が課題となる。いうならば、 マイノリティの権利との共存可能性、すなわち市民社会において普遍性(人権)と特殊性 わたしが長年とりくんできた基本的研究テーマは、人権概念と共生論である。 ーエロス存在」とし がいかにして共存しうるかがテーマである。そのとき、人びとの間のさまざまな価値観・価値意識の差異・ (準備概念)を確認しておこう。 「生の世界」を生きる主権的身体をもった実存的人間とする観点に立脚する (略) …わたしが思うには、『欲望論』は、共生論・共生社会論を新たに切り拓く。 市民社会における多文化共生社会の可能性と ľλ いかえれば普遍 考察すべき論点と観点お (マイノリティの権 的 人権 『欲望論 概念と 人間

了解しうるための原理と方法とを切り拓く。『欲望論』が開拓するのは、「生の世界」で生きるさまざまな「エ いうならば生身の ス存在」としての人間同士が、互い こうした人々を人間らしく受け入れ接することができるような環境・社会的条件を醸成し、 人間 同 .'士の普遍的共生論である。》(下線強調は筆者 の生の意味と価値を承認しあい、 存在そのものを認め合うことのできる、 互いを理解

\*

・普遍共生の概念化作業を行うにあたって、つぎのことに留意したい。

まず、

普遍共生の概念化はあくまで普遍的

人

ぶことにしたい(坂岡大路、二〇二一年)。

的検討をとおして、それを強め深化させる哲学的営みである。このことを固く肝に銘じておきたい。 論を離れては、 権概念と共生論の枠のなかで検討されねばならないことである。普遍的人権概念の諸価値およびそれに立脚した共生 普遍共生の正当な概念化はなしえない。その意味では、普遍共生の概念化は、 普遍的人権概念の批判

ール現象学と竹田欲望論-普遍共生の概念化作業は市民社会の基本原理である普遍的人権概念を踏まえつつ、新たに現象学―フッサ ――に立脚して議論を進めたい。この立場を坂岡大路に倣って「現象学=欲望論哲学」と呼

#### 1. 対立と共生

## 1-1 共生を哲学するために――普遍暴力との闘い

広告や宣伝文句としての共生、共生・多文化共生の名がついたNGO・NPOが各地で誕生し活躍している。 や財界の政策提言や活動の指針としての共生…。実に多種多様ですでに共生は社会の常識・普通のことばになってい 政策としての「多文化共生推進プラン」(総務省、二〇〇七年)、全国の自治体の多文化共生推進計画、そして労働界 生」「相利共生」がある。グローバリゼーションと少子高齢化の進展とともに共生はもてはやされる。 き)」、戦前の政治指導者たちが使った「共栄」や「共生同死」「同生共死」、生物学上の「共棲 symbiosis」、「共利 「共生」は古くて新しい言葉であり多義的で多種多様な用法の概念である。古くからの仏教思想の「共生 新聞·雑誌面 (とも 政府の 共

る

学問研究領域でも共生をテーマにした数多くの論文・書籍が発刊され共生の概念や諸問題をめぐる議論も絶え間な

阪経法論 85('21.9)

発援助 環境との共生、動物との共生、 医療、 福祉、 教育、 移民、 ジェンダー、 車との共生、 紛争、 AIとの共生、 災害…。 共生は、 ペットとの共生など枚挙にいとまがない。 実に多種多様で多義的な概念としてさまざ 開

まな領域で取り上げられ議論されている。

の歴史は生存をめぐる闘いをくり返してきた。 わねばならない。 \*しかし、ここでわれわれが考察検討すべきは、 共生の哲学は、 人間の活動が生み出す対立や衝突・争いを抑止・緩和し、 ゆえに共生を哲学するためには、 人間と人間との共生である。生きるために人と人は対立する。 なによりも「普遍暴力」に対抗 和解と共存のシステムを 人間 闘

### 1-2 |対立」の本質をとらえること

構想する

||言語ゲーム|

=言葉の営みである。

現するために提示した哲学的原理である。 対立一般ではなく、市民社会における対立である。 概念は、近代市民社会を編み出した哲学者たちが「普遍暴力」を抑え、「普遍支配」からの人間の解放という課題を実 \*人間と人間との共生を考える際、人間同士の対立を避けてとおることはできない。 市民社会が手にしたものは、普遍的人権概念である。 わたしたちが対峙する対立とは 普遍的人権

まれる対立をとおして和解と共存の可能性と条件を共につくり出すことを意味する。 を避けて譲り合って生きることではなく、自由な個人が欲望のまま生き、互いの自由と価値観を認め合い、不断に生 民社会での共生とは、 ただ単に人びとが「善い」人間をめざして仲良く暮らすことではない。 共生とは人びとが対立

市民社会が、個人の自由と権利を基盤として成立するかぎり、そこには必ず人間同士の対立が生まれる。

ゆえに市

間同士の対立の特徴は、 人間的共生を洞察し概念化するためには、 動物とは違って文化や歴史観、宗教・思想・イデオロギーなどの価値観をめぐる対立で 対立の根本原因と意味(本質)を解明し、 対立が和解に至る

をついている。

に―原理的かつ根本的に―対立を洞察することが求められる。ヘーゲルのつぎのことばが、人間的対立の意味の核心 現実的な条件と可能性を探求するほかない。そうするためにいったん対立が生じた地点にまで立ち帰ってラディカル

察する哲学的思考の課題は、対立の解消こそ真理そのものであること、しかも、対立や対立する両極が根拠の 現されるし、たえず実現へとむかっていること―そのことを示さねばなりません。…(略)…対立の本質を洞 《一般の文化がそのように矛盾に巻き込まれたとなったら、その対立を解消するのが哲学の課題です。 ないものだというのではなく、対立があって、それが和解に達するのだということを示すところにあります》 極の和解と媒介のうちにはじめてあらわれるもので、しかもこの媒介はたんなる要請にとどまらず、完全に実 対立の両極がともに抽象的・一面的で、真理とはなりえず、おのずと解体していくものであること、 真理は両

とを看破している。「対立」の根拠を探るためには、深く哲学原理まで立ち入って洞察しなければならない。 ーゲルの洞察は、「対立」には根拠があること、 根拠の探究によって「和解」の可能性と条件を導き出しうるこ

#### 1 | 3 共生の考察-――五つの視点

略は筆者

考察を進めたい。 \*普遍共生の概念化に向けた準備作業の進め方として、つぎの五つの視点から多文化共生の概念と比較検討しながら

在の承認」である。対立の背景や原因はなにか。 第一に、対立状況の問題。 いったい誰が何をめぐって対立しているのか。ここでのキーワードは「価値対立」と「存

第二に、主体の問題。共生の主体は誰なのか。いかなる間主体の共生をめざすのか。ここで検討されるのは、「意識

阪経法論 85('21.9)

の同一性」「人格」と「エロス存在」「主権的身体 (実存的身体)」などの概念である。

会の基本原理である普遍的人権概念を踏まえつつ、「現象学=欲望論哲学」――フッサール現象学と竹田欲望論 第四に、 哲学原理的根拠の問題。 領域の問題。 ここでは近代国家および市民社会の領域と「生の世界」の領域を俎上にあげて考察する。 共生の概念がいかなる哲学原理を根拠としているのか。 基本原理面では、

第五に、 人権概念の二つの原理 の検討。 価値的 人権原理とルー ル 的 人権原理の 共生 0) 適用 可 能性である。

立脚して議論を進める

#### 普遍: 的 人権概念と二つの人権 原 理 価 値 的 人 権 原理とル 1 ル 的 人 権 原 理

2

#### 2 普遍ル ール社会と普遍的人権概念

ここではつねに おいては、 は社会のすべての成員が、人間として生まれながらに自由で平等な権利を享受する \*近代市民社会の特筆すべき意義は、 0) 担い手、 各人は、一方では自由な生き方を追求できる「個人」となり、 すなわち「市民」となる。市民とは、自分自身で考え、 〈私〉は個人(=人権の享受者)として、かつ市民(=人権の主体)として〈私〉 歴史上はじめて成立した「普遍ルール社会」 判断し、 他方では公共的なもの 行動し、責任をもてる人間をいう。 であることだ。 (普遍的人権)。 (みなにとっての利 の一欲望」や一意 普遍ル 普遍ル ] 1 ル社会に ル社会で

従を強いられてきた。がしかし、

市民社会では、

者となって「権利」を独占し、

志

が問

われるのである。

近代市民社会以前のさまざまな形態の社会状態においては、

圧倒的大多数の人間が「支配される」者として権利を奪われ

個人の権利と義務は分かちがたく一体化している。

阪経法論 85('21.9)

特定の一部の人間が「支配す

「義務」を課され

服

社会のすべての

的に両者の優先順位や効用性を問うべきである。

となり、 成員一人一人が自由な人間として 市民として「自由であるように強制される」のである(ルソー)。言いかえれば、市民社会においては、 「権利と義務」の主体となる。一人ひとりが、自由な存在として「自分自身の主人」

的自由 らが優先するのかという問いは、 (権利)と市民的自由(コミットメントとしての自由/義務)はあたかも一枚のコインとなる。それゆえどち 原理的には無効である。その時どきの特定の観点や状況に応じて、その都度、

的人権は、 \*現代人権論では、普遍的人権は、すべての人間を「人間の尊厳」をもち「人格」として平等な存在とみなす。 一生来の権利 (固有性、 inherent) ] 一奪うことのできない権利 (不可譲性、 inalienable)」、「すべての人間 普遍

### 2 | 2 普遍的人権概念と二つの人権原理-――価値的人権原理とルール的人権原理

に等しく与えられる権利

(平等性

equal)」として特徴づけられる。

ともにわたしが名づけた用語 の人権原理はそれぞれの役割と効果を発揮できる領域と〈場〉は異なる。 \*普遍的人権概念は二つの人権原理 (概念)である。文化的な多様性を受容した開かれた共生社会に向かうためには、 ――価値的人権原理とルール的人権原理 -から構成されている。二つの原 郊理は

消しうるからである。 有効である。それは、すべての人間を人間の尊厳ある存在であり「人格」として平等とみなすことによって差別を解 \*実際に差別や不平等に晒されているマイノリティに対する差別を軽減・克服するためには、 まず価値的 人権 原理 がが

自由 る。 \*他方、 文化的な多様性を受容し、 を 「相互承認」することによって「共通了解」を進めるというルール的人権原理がなによりも重要である。 ルール的人権原理は文化的多様性に開かれた共生社会を構想し実現するための根本原理であり実践原理であ 文化や価値観の異なる人びとの存在を受け入れるためには、まず互いの差異を尊重し

\* 価

値的人権原理は、

#### 2 ż 価 値的 人権原理の定義 抽象的人格としての平等・道徳的義務としての人権

寡などの人間の属性にかかわらず、人格(理性存在/人間の尊厳)として平等である。 に由来する。 等―に由来する。「人間として」生きること自体が、尊い価値である。 価 的 人権原理を簡単に定義する。 人は誰しも「人間の尊厳」という価値をもつ存在であって、 価値的人権原理によれば、 権利はなんらかの超越的価値― 権利の根拠は「生きること」、すなわち 出自・身分・性別・信条・思想・財産の多 いかなる個人も「人間として」 神 P 間 の尊 「存在 | 厳

は、 陶冶せねばならない。 (私) 道徳からの要請であり義務である。 の自由や権利は、 〈私〉の自由がめざす目標は、 0 ねに 善 (よいもの)」という価値をめざさねばなら 他者の人格 価値 (人間の尊厳) をつねに尊重できるように、 (善) の実現である。 な 他者を人格として扱う」 私 は普段に人格を 0)

生きる権利がある。

#### 2 | 3 | 価値的人権原理の土台 カントの道徳的自由論

カントの道徳的自由論に由来する。

カントの主唱する「人間の尊厳」

は、

普遍的

人権の基底と

世界人権宣言や各国の憲法の人権規定、

あるい

は現代

なり目標となって現代人権論にほぼ絶対的な影響を与えた。

それ自体の根拠を疑わずに共通了解が成立している 動原理として、 人権文書に「人間の尊厳」は散見できる。 人権活動家は弱者の権利を守ることを最優先する。「他者を人格として扱う」のは常識となっている。 教育や人権運動体のなかで活かされている。 カントの唱えた「他者を人格として扱え」(定言命法)は、人権に関する行 〈知見〉を指す。 教師は「自分より先に他人を思いやれ」と子供たちに教 常識とは

等な存在である。 は、 人間は生まれながら自由の権利をもつという(「生来の権利」)。 カント のいう「人格」は、 人間の尊厳や最高善という抽象的な価値と結びついている。 人間 !は自由な存在であり、人格として平 人格をもつ

カント

はなく、 困っている他者を手助けするという義務のためにある、ということだ。こうしたカントの道徳的自由論を基本思想に 私 べし」と教える。 の自由は、 〈私〉の内なる声なのである。カントの道徳的自由論は、自由は価値 他者の人格を尊重するという義務と切り離せない。「他者を人格として扱え」は、 自由はコミットメント(義務)である。 一見矛盾した言い方だが、平たくいえば、〈私〉 (人間の尊厳/人格/最高善) をめざす 他者からの命令で の自由は、

### 2 | 3 | 2 価値的人権原理の存在意義――普遍共生の基本原理

論

して、

現代の普遍的人権概念は形成されている。

世界人権宣言が「すべての人間は、生まれながらに自由で、尊厳と権利について平等である」と謳うように、 して平等であるという思想を柱とする。 人権原理は、 \*現実のさまざまなマイノリティに対する差別や不平等を対抗するために、 文化や宗教、・思想、 人種や民族的属性、 性や出自の違い、 貧富を越えて人は人間の尊厳をもち、 価値的人権原理は必要かつ有効である。 人格と 価値的

して、これらを是正するために一定の効果が期待できる。 \*こうした価値的人権原理の考え方は、つぎにみるように現実の社会がいまだにもっている差別や抑圧的な要素に対

障碍者あるいは認知症の人など) ル的人権原理上の まず価値的人権原理の第一の意義は、「すべての人びと」を人権主体としてみなすことである。これによって、 「ルール主体」 = 「理性的存在」から除外される「非理性的存在」とされる人びと(子どもや精神 は、 権利の「受益者」として擁護されるのである。

·価 値的人権原理の第二の意義は、社会の中で正当な理由なく差別され排除される人びとの権利を守り 一人間 の尊厳」

を擁 の根拠となるのが、まさしく価値的人権原理である。 護することにある。 一ただ人間であるという事実だけですべての人が享受できる権利」という人権概念の

という自信を取り戻すことである。このとき、人間の属性 にかかわらない人格 往々にして人間性そのものと人格の全否定を伴う。 者が差別や抑圧に屈せずに自立して自由に生きるために有効な論拠となる。「いわれなき差別」、「不当な差別」は、 定すること、すなわち「人間の尊厳」を取りもどすことが肝要である。 べての人は人格や人間の尊厳という価値において平等であるという人権思想は、 (自由、自律存在)として万人は平等であるという価値的人権原理の思想は、 被差別者の自由・自立を確保するためには、 出自・身分・性別・信条・思想・財産の多寡など 私 は人間であり、人生や社会の主人である さまざまな被差別者や社会的弱 自らを人間として肯 差別を受けるマイ

以上のことから、 価値的人権原理は普遍共生の基本原理として力を発揮 効果を期待できるといえよう。

ノリティの人びとを励まし鼓舞して大きな支えとなるのである。

# 2-4 ルール的人権原理の定義——差異と自由の相互承認の原理

\* ル 拠となる。 士の関係によって創り出されるのである。 したがって権利は生まれながらにあるものでも、 ルル 的人権原理によれば、権利は人間の存在自体に由来するのではなく、 超越的な権威・価値ではなく人と人との約束 人間を「越えたもの」から与えられるものでもない。 人間 同士 |の関係性の中で生み出される。 (合意 が 権利 権 莉 0) は 正当な根 人間

意・契約・相互承認―による社会が構想される。「関係」は、 自 由もまた 関係」 を通して実現される (積極的自由)。ここからは、 法や制度を生み出すのである。 自由な個人同士の 「関係」 約束・合意 · 同

私 合意によって創られた社会において、一方で には、 他人を傷つけたり迷惑をかけたりしないかぎりなにをしてもいい自由がある 私》 は自由な個人となり、 他方で市民となる。 (「他者危害の原理」)。 自 由 な個人としての 市民

に求められるのは、公共的なもの、すなわち共通の利益に配慮して考え、自分の意見を持って議論し、

としての

私

\*ルール的人権原理にもとづく市民社会では、

人びとは、

ルールの下で自由で平等である。

ルールの下で、

対等の立

論

判断し、 認をとおして和解し共通了解を形成する。 責任をもって行動することである。市民社会では、話し合いや対話をとおして各人が深く納得し、 相互の承

場で相互の自由を尊重しつつ、 れの思う「善い生き方」をすることができる。 自己の生の欲望を自由に追求したり、 自分なりの価値ある人生をめざしたり、 それぞ

イデンティティや歴史観の共有ではなく、市民性=市民的アイデンティティである。市民は、 このとき、「差異」を理由にした社会的差別や不平等は一切、 正当化されてはならない。 求められるのは、 公共的なもの 文化的ア

### 2 | 4 | 1 ルール的人権原理の土台――ホッブズ、ロック、ルソー、 ヘーゲルの哲学原理

考え、

判断し、責任を持って行動しなければならない。

にとって共通の事柄」につねに関心を持ち、

理」に基づいて概念化され発展したものである。 \*ルール的人権原理は、 ホッブズ、ロック、ルソーらの「社会契約説」の思想を土台に、ヘーゲルの「相互承認の原

現のために一切の暴力を禁止する。 権利を守るために、人びとの合意によって創造された唯一で絶対的な主権的権力(=コモンウェルス)が、 れている。 ホッブズの社会哲学には、人間は神や自然法等などの超越存在なしにルールを守れる存在であるという思想が貫か ホッブズの目ざす社会は、一切の暴力が追放され各人の「いのち」が尊重される社会である。「いのち」と 平和の 実

教を信じることも許される。人民の「信託」にもとづいて政府が選出されるが、もし政府が人民の「信託」に違背し 労働にもとづく「絶対的な所有権」を有する(「労働価値説」)。また「絶対的な内心の自由」をもつ個人は、どんな宗 口 ックは、 市民は「人格」として「法(ルール)」の下で自由・平等であると主張した。 個人は、 神から与えられた

た場合、 人民には政府を変える権利を神から与えられている (抵抗権)。

る。一般意志は市民が依拠すべき公理・公準(判断の尺度・ものさし)であり社会批判の根拠となる。ルソーの構想 した市民社会は、 え違えてはならない。全体意志は特殊意志(個別意志)の寄せ集めにすぎず、一般意志とはまったく異なる概念であ と名づけた。一般意志は、人びとの共通の利益をめざす共通の意志である。一般意志を「全体意志 ルソーは、 少数意見や異論 一般意志にもとづく民主主義 (差異)を一つひとつくまなく確かめふるいにかけて残った意見・主張を「一般意志」 -情報公開 /事前談合の禁止/異論・少数意見の尊重 (国家意志)」と捉 ーによって

人びとの間の共通の了解をめざす「ルール社会」といえる。

が、 と同時に、 は、人びとが互いに異なる意見や多様な主張(差異)を認めあうことによって対立・衝突の「調整」や和解を目 関係によってもたらされる「人間同士の信頼」を基礎にルール社会としての市民社会を構想したのである。 \*彼ら近代哲学者に共通するテーマは、人と人との「関係性をとおした普遍性」である。自己中心性をもつ人間 ーゲルの「相互承認の原理」が目指すのは、 相互交流・相互理解によって共感や同意・合意を生み出し、共生のためのルールをつくりだす。彼らは、 対立が和解に至る過程を通して人びとの間に「共に生きようとする欲望」を認め合うことである。 対立の和解と「共に生きようとする欲望」の承認である。 人間 同 眼 0 士 す

## 2-4-2 ヘーゲルの「相互承認の原理」

\*ヘーゲルは

相互承認の自由は保障される 係」をとおした共同性 (一般性) の形式をもつこと、すなわち社会の制度をも意味する。 それらの土台にして各人の

『精神現象学』において相互承認の原理を展開した。ヘーゲルのいう「精神」とは人間

\*

自

由

の相互承認は、「人倫」(家族、

市民社会、

国家)

という社会の中ではじめて具体的に実現される。

阪経法論 85('21.9)

の精神および一関

法による権

生きようとする意志」の関係が生まれる可能性がある。

利の相互保障や、 承認はそうした形式性(法と制度)にだけ止まらない。人々は現実的な生活の場面である「人倫」の世界において、 人格の相互尊重という道徳的な承認は、さしあたって形式的な承認関係である。 しかし自他の相互

「相互承認」は自己中心性をもつ自他の「折り合い」、すなわち対立する利害や意見の調整をはかるためだけ Ó

のではない。互いに「共に生きようとする欲望」を承認しあうことによって対立・衝突が和解に至り、

互いに支え助け合うことによって承認し合って生きているのである。

こうした困難を乗り越えて、人々の中にやがて互いに許し和解する気分や論理が形成されていき、 まざまな感情が交錯し激しくぶつかり合う場所であり、多くの隘路や困難が待ち受ける起伏の激しい茨の道である。 平板な道程ではなく、むしろそこは怒りや悲しみ、罵りやさげすみ、猜疑心、妬み、裏切り、 である。 \*相互承認論は、現実に生きる人間ならば誰もが、 共にいきようとする欲望」を認め合うことができる。ヘーゲルの〈相互承認〉論は、 とはいえ、異なる意見や主張、価値観や信念間の対立を克服し〈相互承認〉に至る道は決して障害物のな いつでも、どこからでも「生の現場」で実践できる普遍的な原理 つねに人間の関係のなかに合 諦念など人間の持つさ なによりも互いに

# 2-4-3 ルール的人権原理の存在意義――多文化共生の基本原理

理性や〈信〉を見出そうと努力する原理である。

承認) \* ル 同士が、 立性・自己決定権をもつ存在であるとみなす。 ルルル によって合理的な法や制度が形成され維持されることだ。 対立を通して相互承認しあい共に生きる可能性と条件を追求する。 的人権原理の存在意義について述べよう。 人間の根底には、 ルール的人権原理の 共に生きようとする欲望や意志がある。自由な人間 ルール的人権原理は、 第 一の存在意義は、 人間を自由な存在、 自由な個人の合意 つまり自 相互

新たに

「共に

によって、 ルール関係に参加する。 個人は、 由 を形成することができる。社会秩序(ルール)の根拠は「関係」をとおした人びとの合意や共通了解にある。 な ル 個人は誰でもどこからでも自分の意志でもって、 1 人間の属性-的人権原理は、価値的人権原理のように権利の根拠としての 合意や共通了解が形成され、ルールー―合理的な法や制度 対等な市民による、「対立」や「相違」を前提にした、民主的手続きに基づく話し合いや議論 出自・身分・性別・信条・思想・財産の多寡など――にかかわらず対等な資格で市民社会の 他者との相互承認の関係をとおして共生のための同意やル 「超越的」「絶対的」な価値を前提としな がつくられる社会を展望する。 自 亩 な ル 自

と尊重の先に展望されるのは、 由の相互承認」である。 である。そのとき、最も大切なことは、一人ひとりが互いに他者を自由な存在として承認し合うこと、すなわち、「自 びとが共に生きていくためには、何よりもまず「差異」を互いに認め尊重しあうことが重要である。差異の相互承認 性が限りなく広がることだ。 ル ール的人権原理の第二の存在意義は、「相互承認の原理」によって人びとの差異や文化的多様性を受容する可 市民社会のルール関係を形成するのは、 現実の市民社会において、 徐々に「差異」を軽くし、とりわけ「差異」を主張せずに共に自由に生きられる社会 さまざまに異なる価値観や文化的アイデンティティをもつ人 諸個人の自由の相互承認にほかならない。 能

\* 市 ことである。 保障される。 各人の文化や価値観の差異(文化的多様性) 民社会においては、誰もが自分なりの生き方を自由に追求し、 そのとき肝要なことは、自分だけが「正しい」と思ったり、 自分の信念や価値観、「正しさ」を唯一絶対的なものと考えたり振舞ったりしないことである。そこでは と自由を認め合うことが求められる。 自分なりの考え方や価値観、「正しさ」の信念が 自分こそが「正しい」と主張したりしな

以上のことから、

ルール

的

人権原理は多文化共生の基本原理として有効性を発揮しうるといえよう。

1 阪経法論 85('21.9)

題を哲学・原理の問題として考察してきた。

### 3. 市民社会と多文化共生

## 3-1 多文化共生――普遍的人権とマイノリティの権利の共存可能性

共存しうるのか。いうならば、市民社会における普遍性(人権)と特殊性(マイノリティの権利) ノリティの権利を保護し保障するのか、市民社会が拠って立つ普遍的人権概念とマイノリティの権利とがいかにして \*長年のわたしの基本的な関心と研究テーマは、多文化共生である。 いかにして不当な差別や抑圧を蒙っているマイ の共存可能性の 問

らは「存在」のあり様そのものを理由にして差別・抑圧されているのではないか。ここで、マイノリティとは何か、 神障碍の人びとを、「文化」や「価値観」の違いを理由にしたマイノリティとみなすべきであろうか。むしろ彼/彼女 多文化共生が対象とするのは、文化的マイノリティ (価値的マイノリティ)である。しかし、はたして認知症や精

### 3-2 マイノリティとは

誰のことを指すのかをいま一度吟味してみたい。

的差別 の条件の違いに由来する概念である。人はそれぞれ、異なる価値観と生の条件のなかで「生きる」(西研、二〇一九 のあり様・生き方に関わる概念であって、自らの意志で選び取った生き方や「生」=存在のあり方を理由にした社会 イノリティとしての女性あるいは黒人は決して「少数」の存在ではない。マイノリティとは、すぐれて人びとの「生」 は単純な「数」の問題でもなく、多数派対少数派という社会的対立や支配の様相を示す言葉でもとらえきれない。マ \*まず、何をもってマイノリティ(minority)というのか。従来、「少数派」という訳語が当てられた「マイノリティ」 ・抑圧に関わる概念である。それは、時代や洋の東西を超えたさまざまな社会で暮らす人びとの、価値観と生

ある。 ることができるのである。 リティは、己に対する不当で不正な取り扱いの是正を求めて「人間として」かつ「人間らしく」生きる権利を主張す 間らしく」生きる権利は車輪の両輪の如くあって、 年)。いかなる人であっても、「人間として(=生の条件)」かつ「人間らしく ティは市民社会になってはじめて登場した、優れて自由と人権に関する概念である。「人間として」生きる権利と「人 とりわけ自由と人権を基調とする近代市民社会では、 誰もが自由と人権を享受するがゆえに、生の条件や価値観の違いを理由にして差別・抑圧・排外されるマイノ いずれかが壊れたり欠けたりすると人権は立ち行かなくなるので いかなる個人も、 人権を享受する。この意味では、マイノリ (=価値)」生きようと欲するのである。

といい、少数派の意見にこそ、多数が見落とし無視しがちな「不当な取り扱い」を受けている人々の福祉つまり社会 視されている利害、つまり不当な取り扱いをうける危険がある人類の福祉の一面を、代表している意見なのである》 益)を克服すべくつねに一般福祉の実現を求め主張する存在でもある。 の主体 観点だけでは語れない存在である。マイノリティは、なによりも欲望と自由の主体 \*この点に関してミルのつぎの卓見を見落としてはならない。ミルは社会の少数派の意見について、《当面それが、 のただ一面だけを語っているだけにすぎない。マイノリティは被差別者、単なる受動的な存在、権利の受益者という マイノリティに対してしばしば社会的「少数者」や「社会的弱者」というレッテルが貼られてきたが、それは事態 (人格)である。さらにマイノリティは自らが受けている不当で不条理な人権侵害(差別や抑圧、社会的不利 (主権的身体)であり、かつ人権 無

にお

て、

女性の考えを「窓」にたとえてこう書いた。《この閉ざされていたものに窓を開け、その未知なものに光を当てれ

\*ジャーナリストの影山三郎

にとっての共通の利益の問題が隠されている、と指摘している。(ミル『自由論』)

(朝日新聞学芸部)

は、自らが編集した随筆選集『女は考える』(一九五三年)

ることを『カムイ伝』は今の社会に伝えている。》

のづくりの根底を支えていましたが、昔も今も普通に生活できる人々は彼らに無関心です。しかし格差の根底にいる 人々のまなざしは普通に生活できる人たちを見ている。そのことに気づいて行動しなければ、社会はいつでも崩壊す \*法政大学総長の田中優子は、『カムイ伝』(白土三平著)に触れながらつぎのよう述べている。《差別された人々がも きっとなにか、多くのひとびとの生活をよりよくするためにプラスとなるものが発見されるはずです。》

# 「人間として」・「人間らしく」生きる――「よいものへの欲望」

存在」である。動物的生がめざすのは、欲求の満足である。しかし、人間は本能に規定されつつも、時にそれに抗 生の意味を感受する。動物は自然環境に規定されて一生を生きる。いわば、動物的生は自然的本能に従う「環境規定 るままに生きる動物と違って、人間的生は「関係規定存在」である。人間は他者との「関係」のなかで生きる喜びや のあり様―性別や人種、身体性など―は、さまざまに異なる。生来の生の条件は、自分では選べないのである。 「与えられた」生の条件のなかで「人間として」生きるのである。とはいえ、与えられた自然環境のなかで本能の命じ さて、権利の一方の側面である「生の条件(=人間として生きる)」についていえば、人びとの「生の条件」=存在

ほうがよい》(ミル『功利主義論』)。 《満足した豚であるより、不満足な人間であるほうがよく、満足した馬鹿であるより不満足なソクラテスである 自由に生きる。

望をはるかに凌ぐ「高い能力」、すなわち精神的快楽を味わう能力が備わっている。人間は精神的快楽(心の満足)を の快楽 :は満足、すなわち肉体の快楽で充足するが、人間は満足だけではなく幸福、すなわち精神の快楽をも求める。 (肉体的快楽)によっては、どんなにしても人間の幸福の観念を満足させるはずがない。 人間には動物的な欲 豚

いる。

ŋ として人間は、「よいもの」「美しいもの」を手に入れようとする。 得てこそ幸福となる。豚は満足することしか知らない。 一流のアスリートとして世間に認められたりさまざまあるがすべてが「よいものへの欲望」である。人間的欲望 がしかし、 幸福は、 人間は満足と幸福の二つを求める。 富を手にしたり、 知者として尊敬された 欲望する存在

II

エロス)は、

つねに「よいもの」を求めてやまないのである。

て不断の意味ある価値は、 それ自体が「関係存在」であり、 間的欲望 の他者との関係のなかで、人は喜怒哀楽しつつ生き甲斐を感じ、生の意味や価値を見出す。 ねばならない」。 なによりもまず、人間的欲望(=エロス)が求める「よいもの」とは、「他者」であり「他者との関係」である。 (エロス) は単に欲求の満足にとどまらず、「他者への欲望」である。「人間的欲望は、 最初の関係が家族であり、友人、恋人、恩人、仲間や好敵手、敵意ある人間など人生で遭遇する幾多 「よいもの」=「関係のエロス」である。「他者への欲望」は、 関係そのものを通して生の意味と価値を感受するのである。 生の意味と価値に直結して 人間の生来の生のあり様 そのなかで人間にとっ 他者の欲望に向かわ 人

きる」ために、 ができる。憲法学者の尾形健 きることに関わる。「人間らしく」生きることは、すなわち自由に生きることである。 誰しもが持ちえるからである。そうした理想理念は、 不条理な体験を乗り越えて、 善」の命令であれ、人はしばしば、宗教やイデオロギーなどの理念や理想的観念に囚われる。それは、ひどい差別や もう一つ、 人間的欲望 自らの意志で自由にさまざまな価値観 (=エロ 彼岸や理想の彼方に差別や搾取のない真に平等な社会や世界が存在しうるという希望を (同志社大学教授) ス)が求める「よいもの」 は、 人間的欲望が「よく生きる」こと、すなわち、「人間らしく」 日本国憲法第二五条(すべて国民は、 -文化、思想・信条、宗教、 は、 諸 々の価値的理念である。 嗜好性など―― 自由に生きる人間は、「よく生 健康で文化的な最低限度 神への愛であれ、 -を選びとること 最

にするものだ》という。 の生活を営む権利を有する) は「人間らしく」の理念として《国民一人ひとりが自分自身の生を主体的に営めるよう

### 3 「価値的マイノリティ」と「存在的マイノリティ」

分すべきと考える。さらに「価値的マイノリティ」を「文化相関マイノリティ」と「理念相関マイノリティ」に分け、 リティを新たにつぎのように「価値的マイノリティ」(=文化的マイノリティ)と「存在的マイノリティ」の二つに区 \*従来の多文化共生論では、マイノリティを総じて「文化的マイノリティ」と呼んできた。しかし、わたしはマイノ

- 存在的マイノリティ」を「存在様態相関マイノリティ」と「意識様態相関マイノリティ」に区別して論じる

論

とを「ダブルマイノリティ」と称する。(伊藤亜砂、二〇一九年) る。民族差別 在日朝鮮人として差別を体験する一方で、難病の慢性炎症性脱髄多発神経炎(CDPI)で慢性的な痛みに苦しんでい の在日朝鮮人三世の鄭堅桓(チョン・ヒョナン)さんは、「ダブルマイノリティ」を自称する。鄭さんは、幼少期から ならない。たとえば、黒人で女性でありかつ障碍者という複合的なマイノリティがいる。在日朝鮮人で重度の障碍者 マイノリティの現実は、こうした区分概念が重なりあったり複合していたりする存在であることに留意しなければ (価値的マイノリティ)と難病(存在的マイノリティ)という二つの不遇を重ねて、鄭さんは自身のこ

史観・文化・慣習・嗜好性など― 一価値的マイノリティ」とは、 自らの意志で選好したアイデンティティのあり様や自分の属性-―の価値観の差異を理由に社会的不利益や差別・抑圧を受けている人びとをいう。 ――言語・宗教・

等自らの意志とは無関係な事柄で困難な生を強いられ偏見に晒され、 「存在的マイノリティ」とは、 何らかの理由で「意識の同一性」や「意志の自由」が叶わぬ人、さらに病気・疾病 社会的な不利益や不当な差別・抑圧を受けてい

る人びとを指す。

立 の問題抜きにマイノリティの問題は語れないのである 価値的マイノリティ」であれ「存在的マイノリティ」であれ、こうした人々が蒙っている社会的・歴史的差別や対

## 3 | 4 「価値的マイノリティ」――「文化相関マイノリティ」と「理念相関マイノリティ」

さて、「価値的マイノリティ」は自らの意志で選び取った生き方や「生」の価値やアイデンティティのあり方を理 由

価値的マイノリティとは、さまざまな価値観

0)

違いによって不当な差別・抑圧を被っている人びとを指す。

にした社会的差別・抑圧に関わる概念であることを述べた。つまり、

ノリティを「文化相関マイノリティ」と呼び、 ここでわたしは 「価値観」を「文化」と「理念」に分けて論じる必要があると思う。すなわち、 後者は「理念相関マイノリティ」と呼ぶことにしたい。 前者に関わるマイ

ティ まな社会的不利益を被り、 ノリティや、 在日韓国人・朝鮮人(以下、 \*文化相関マイノリティとは、 (自分の属性) 留学生や外国人労働者たち、部落出身者、女性、LGBTQなどの人びとが「文化相関的マイノリティ のあり様 不当な差別・抑圧を受けている人びとをさす。アイヌ民族などの先住民、 在日コリアンと呼ぶ)のような定住外国人をはじめとしたさまざまなエスニック・マイ ―宗教・歴史観・性・嗜好性など―の価値観の差異を理由に、 生来の言語・文化や伝統・慣習の相違、 あるいは自らの意志で選好したアイデンティ 主流社会においてさまざ 沖縄の人びと、

てい に該当するだろう。こうした人びとは市民社会の「人格人」として形式的には対等な市民であるにもかかわらず、 流社会と異なる文化的な価値観や選好的アイデンティティを保持していることを理由に不当に差別・抑圧・排除され る 主

念等にもとづいて、 理 念相 関マイノリティとは、 主流社会への政治参加や体制変革を主張するがゆえに、 差別 抑圧や貧困 戦争のない理想社会を創設するという強い宗教的信条や政治的理 主流社会と鋭く対立し執拗に社会的な差

論

説 族主義的在日コリアンの団体や運動体の人びとは、日常生活上のさまざまな社会的な差別を受けるだけではなく監視 事件」を引き起こしたオウム真理教関連の宗教団体など諸々の宗教団体、 戦争反対を主張した大本教や灯台社 別・抑圧・排除を受けたり政治的迫害の対象とされたりする宗教・宗教団体や民族主義的グループなどをさす。 (ワッチタワー=エホバの証人日本支部)など、戦後においては「地下鉄サリン あるいは本国の民主化と統一を志向する民 戦前、

## マジョリティとマイノリティの対立

の対象として不当な政治的な迫害やヘイト・スピーチに晒されている。

ティティ される側(マイノリティ)という対立構造と緊張関係をつねに内包している。 質性)への同化か排除かを強いられる。近代国民国家 るか、あるいは軽視し抑圧するか。多様なアイデンティティをもつ「差異の存在」としてのマイノリティは、国民(同 関係が生まれる。 民国家=市民社会ではすべての成員が「人格」として自由で平等な存在とみなされる一方で、個人の属性やアイデン 不断に「国民」という名の「同質性」概念で多様な民族・エスニックグループの統合をはかろうとしてきた。近代国 \*多文化共生論では、社会の対立軸を大きくマジョリティとマイノリティの対立とみなしてきた。近代国民国家は、 言語・宗教・歴史観・文化・慣習等――をめぐってマジョリティとマイノリティとの間にはつねに緊張 マジョリティはマイノリティの諸価値――思想信条・宗教・歴史観・文化・慣習など――を受容す (市民社会)は、こうした支配する側(マジョリティ)と支配

### 価値対立と利益対立

る(充足要求)。したがって一般的に利益対立は、「分配可能性」すなわち公正な基準の設定による公平な利益配分に 資源などの「形のある」ものの分配をめぐる対立である。人びとの求めるものは「形のある」ものの公平な分配であ \*近代国民国家 (市民社会) における対立は、「利益対立」と「価値対立」に大別できる。 一方の「利益対立」は財や

よる解決可能性をもつとされる

を求めるのである。 立の様相を帯びるとき、 る。 求」である。「形のない」理念・思想・宗教・文化は分割できない。 方の 価値対立はひとえに多様な価値観の「正当性の承認」を求める。 「価値対立」は、 価値対立が世界観や社会構想をめぐるイデオロギーや宗教的対立、 往々にして当事者たちは自らの主義・主張、 思想・信条・主義・主張・宗教・文化的価値観など「形のない」 つまり価値対立の特徴は、 信条・理念の正当性と信念を貫こうとして、 いいかえれば、 自らの価値観の「差異の承認」 すなわち「理念」に関わる対 理念的なものの 「分配不可能性」にあ 一妥当要 時

# 3-7 価値対立――「差異の承認」・「正当性の承認」+「存在の承認

には自己の生命を投げ打ってでも果てしない戦いにひたすらまい進することさえある。

\* 価 リティのもつ価値観を否定するだけではなく、しばしば人格や「存在」の全否定を伴うからである。昨今、 在の承認」を求めて闘う。 で繰りかえし拡げられるヘイトスピーチの現状は、 .値対立においてマイノリティは自らの価値観の「正当性の承認」=「差異の承認」 異なる文化や価値観のマイノリティ集団のメンバーに対する差別や抑圧・排外は、 マイノリティの人びとを傷つけ罵倒し「存在」そのものを全否定 要求に加えて、 己自身の 日本各地

## 3-8 「内なる」マイノリティと「外からの」マイノリティ

する言動に満ち溢れている。

人労働者たちがたくさん来日して日本各地で学び働きながら暮らしている(「外からの」マイノリティ)。 会には、 戦前からの定住者である在日コリアンらエスニック・マイノリティに加えて、アジア各国から留学生や外国

古来からのアイヌ民族などの先住民、

部落出身者、

女性、

障碍者、

ハンセン病回復者、LGBTQ の人たち

\*私たちが暮らす現実の市民社会には、不当な差別や抑圧を受けているさまざまなマイノリティが存在する。

日本社

論

が肝要であると主張する。

### 3-9 価値対立と文化的多様性の受容が生活している(「内なる」マイノリティ)。

質な存在」とみなされたり、生きる「価値のない存在」とみなされ、長年、差別・抑圧され排除されてきた。多文化 \*こうしたマイノリティは、単一民族主義幻想の土壌に根ざした同質性の高い日本社会のなかで、価値観の異なる「異

らを単に対等な「人格」とみなすだけではなく、さまざまに「異なる価値観」の受容、すなわち文化的多様性の受容 共生は、こうした不当な差別・抑圧を受けているマイノリティの権利を守り、彼ら/彼女らが同じ社会の一員として 「共に生きる」可能性と条件を模索しつづけてきた。多文化共生は、マイノリティの権利を守るためには、彼ら/彼女

とを求めている (存在の承認)。 けたり、排除・抑圧されたりするなど不当な仕打ちを受けたり、社会的経済的な不利益を被ったりしている。マイノ リティは、一方で己が慣れ親しんだ諸々の文化的価値観の承認を求め \*マイノリティは、自己のアイデンティティや来歴、 文化的価値観や宗教的信条の相違によっていわれない差別を受 (価値観の承認)、他方では人間らしく生きるこ

### ・ 「生の世界」と普遍共生

## 4-1 普遍共生――認知症の人・精神障碍者との共生

ここまではもっぱら多文化共生を論じた。すなわち、文化的多様性の受容、言いかえれば、 「認知症七〇〇万人時代」の到来 ―価値的マイノリティから存在的マイノリティへ 価値的マイノリティの

ある。 共生の問題を論じてきた。これから考察検討するのは、「存在的マイノリティ」の共生の問題、すなわち、

問題となっている。 昨今、 高齢化に伴いますます増加する認知症の人びとを家庭や地域、 認知症は、 誰の身の上にでも起こりうる。超高齢化社会に突入した日本において、身内や親戚に 社会でどのように受け入れるかが大きな社会

との共生は、 高齢者のいない人を知らない。 認 知症の問題は他人事ではなく身近な問題で、地域や社会全体にとって喫緊の課題となってい (私) 自身にとっても家庭や社会においても普遍的で差し迫った問題なのである。 実際、 認知症の親の介護は男女問わず誰にでも起こりうる問題となってい 認知症の人びと

と死」に関するさまざまな言葉 死社会、「看取り難民」、孤独死・孤立死などさまざまな問題に直面している。新聞やTV等では毎日のように「老 接することができるかが、私たちに問われている。 子・高齢化に伴い、認知症の人びとを私自身と変わらず同じ人間としてその「存在を承認」し、人間らしく受け入れ |認知症七〇〇万人時代」の到来はもう目と鼻の先にある。少子高齢化時代の日本社会は、認知症の問 ―終活(エンディングノート)、孤独死、 孤立死----がなどで取り上げられる。 題をはじめ多

の尊厳」という価値をもつ存在として扱われる(カント的な道徳的人格)。 \*さて、近代市民社会では人格人が「法的主体」となり (ロック的な法的人格)、理性的存在としての人格人は 一人間

間でありつづけ、主権的身体(実存的身体)をもち自分の力で自由に生きている「存在」であることを意味する。「価 人間とみなされても、なおかつそうした人々は生きる欲望をもつ「エロス存在」=情動や欲望をもつ存在としての人 しかし、「存在的マイノリティ」のいう「存在」とは、たとえ理性を失くしあたかも「人格」を喪失したかのような

値的マイノリティ」であれ「存在的マイノリティ」であれ、こうした人々が蒙っている社会的・歴史的差別や対立の

題であり、

問題抜きにマイノリティの問題は語れないのである。 存在的マイノリティの問題もまた、 価値的マイノリティと同じ

く普遍的人権概念と共生論の枠のなかで論じなければならない。

的人権を柱とする市民社会は真の普遍ルール社会と呼ぶにふさわしい。認知症は誰の人生でも起こりうる普遍的な問 自由」が叶わぬ状態にある人びとが、「人間として」暮らし「人間らしく」自由に生きられる社会であってこそ、普遍 \*普遍共生が目指すのは、認知症の人や精神障害者ら存在的マイノリティの共生である。「意識の同一性」や「意志の

でも「人間として」、「人間らしく」共に生きることである。

普遍的人権はその課題に答えなければならない。普遍共生は、

文字通り人びとがいつでも、どこでも、

の世界」の各々の領域において考察を進めたい。 さて、これから認知症の人や精神障碍者ら存在的マイノリティの共生の問題を近代国家、市民社会、ならびに「生

## 4 1 2 「存在的マイノリティ」――「存在様態相関マイノリティ」と「意識様態相関マイノリティ」

的存在であり、「人間の尊厳」は「最高善」という価値と切り離せない。他者を人格(理性的存在)として価値 だけではなく、「エロス存在」(=情動や欲望をもつ存在)をも含む概念であることだ。カントのいう「人格」は理性 抑圧を受けている人びとを意味する。注意を喚起したいが、ここでいう「存在」とはカント的な意味での「理性存在」 的マイノリティ」のいう「存在」とは、たとえ理性を失くしても生きる欲望をもつ「エロス存在」としての人間であ 喪失したとされる人は、人間の尊厳をもたず生きる価値のない存在に落とし込められかねない。そうではなく、「存在 の尊厳)をもつ存在として扱うべしという(カント的定言命法「他者の人格を目的とせよ」)。すると、意志や理性を さらに病気・疾病等自らの意志とは無関係な事柄で困難な生を強いられ偏見に晒され、社会的な不利益や不当な差別 \*先に述べたように、「存在的マイノリティ」とは、何らかの理由で「意識の同一性」や「意志の自由」が叶わぬ人、 (人間

不利益や不当な差別・抑圧を受けている人びとを指す。

存在的マイノリティは、「存在様態相関マイノリティ」と「意

識様態相関マイノリティ」とに分けることができる。

を理由に不当に差別・抑圧される人びとを「存在的マイノリティ」と呼ぶ。「存在的マイノリティ」とは、 り、 由であたかも「人格」を喪失したようにみなされる人(認知症の人や精神障碍者)や、 ハンセン病者)、生来の身体性の状況など自らの意志とは無関係な事柄で困難な生を強いられ偏見に晒され、社会的な 生きることや「人間らしく」生きることが否定されることだ。このとき、さまざまな生の条件=存在のあり様の違 て」生きることと「人間らしく」生きることが認められることである。不当な差別や人権の侵害とは、「人間として」 は誰しも、 主権的身体 「人間として」生きるだけではなく、「人間らしく」生きようと欲する。 (実存的身体)をもち自分の力で自由に生きている「存在」を意味する。 人権とは、 病気・疾病(HIV感染者 誰もが

何らか

理

一人間とし

存在 るい 晒されている。その意味で「存在様態相関マイノリティ」と呼ぶ。視覚障碍者(盲目)や聴覚障碍者 受けている人びとを指す。こうした人びとは、現実の「生(存在)」の様態そのものに関して、忌避され差別や偏見に \*存在様態相関マイノリティとは、 は生 のさまざまな様態を理由に、 来の性や人種 容貌·外形 偏見に晒されたりして困難な生を強いられ、 病気・疾病、 (ルッキズム)、 あるい さらに社会的身分や出自等、 は身体性そのものの 欠陥 社会的な不利益や不当な差別 自らの意志とは無関係な生 や身体もしくは精神 (聾啞) 0) 障害、 の条件 抑圧を など身 あ

つぎに意識様態相関マイノリティとは、 意識中心の市民社会にあって「意識の同 性 Þ 「意志の自由」 が欠落

扱いと受けている人びと、さらに部落出身者、

リティに当たる

体障碍者、

ダウン症の人びと、

HIV感染者、

非嫡出子やいじめを受けている子どもたちなどが存在様態相関マイノ ハンセン病者、女性、黒人、外見・容姿の「醜さ」によって差別的取

わち、こうした人びとは「責任能力」や「意思能力」をもちえない人間としてその罪を減免・不問に付され、彼、 たとされる人びと(認知症の人や精神障碍者など)をさす。市民社会はこうした人びとの法的権利を保障する。 。すな /彼

女らの法律行為は無効とされるのである。また、<u>権利の「受益者」「受動的立場」の人間</u>として人権も保障され、 理的配慮」の対象/社会的な介護・保護の対象となって、さまざまな福祉や介護施設でケアを受けて世話「される」

論 点からは、子どもや認知症の人、精神障碍者など事実上または法律上、自身の力で権利を行使できないとみなされる 説は権利者の利益を保護するという観点から、「個人の効用、快苦(pleasure/pain)、安楽といったものを重視し、権 利の積極的な行使よりも消極的な享受の方に関心」をもち権利者を「受益者(beneficiary)」ととらえる。利益説の観 について考えてみたい。 人、介護「してもらう」人として暮らすようになる。ここでしばし立ちどまって、権利の「受益者」と「合理的配慮」 \*法哲学者の森村進によれば、権利者の「受益者(beneficiary)」とは権利の「利益説」に由来する概念である。 利益

され、事実上、権利主体の椅子から落とされてしまうのである。人格を享受しながらも、しかし権利主体とみなされ ないこうした人びとの存在は、ひとつの矛盾である。 線強調は筆者)。つまり、子どもや認知症の人、精神障碍者たちは「理性を使用できないもの」=非理性的存在とみな 同様に、子ども、愚人、狂人、すなわち理性を使用できないものは、後見人や管理人によって、人格化される。」(下 述べるが、ホッブズ的な人格=代理人としての「人格」である。ホッブズはつぎのように述べている。「(無生物と) こうした人びとにも市民社会は平等に「人格」を付与するのであるが、彼/彼女らが享受する人格は、後に詳しく

そこで現実の市民社会はこの矛盾を代理人的「人格」の概念や権利の「代行」という方法で解決を図るのであるが、

人びとに対して、代理人が彼/彼女らの「代わり」になって権限を行使しうる。

阪経法論 85('21.9)

終わってしまうだろう。》(略は筆者による)

きる人びと――「非理性存在」「障碍者」たち――の息遣いを感じ心持に触れることができずにいるのである。 わち、「近代以降の社会に流布する見識・見解・見地」で日常を生きている。よって、大方の健常者は谷間の他方で生 る。谷間の一方に立つ「理性存在」「健常者」は、「〈健常者=してあげる〉〈障碍者=してもらう〉という図式」、すな そこにも大きな陥穽がある。それは、 し穴であり、 「理性存在」と「非理性存在」=「認知症/精神障碍者」、「健常者」と「障碍者」を隔てる峡谷でもあ 市民社会の大方の「健常者」は普段気にもとめず滅多に感じることもない落と

る。 闘ってきた二○世紀の障碍者運動の成果を評価しつつ、つぎのように批判する。《そもそも配慮とはA 碍者 (全盲) \*つぎに、「合理的配慮」は「障害者差別解消法」(二〇一六年)のキーワードである。 「合理的配慮」に関して視覚障 (障害者)に対して行うものである。…(略)…世間一般の〝理〟はA、すなわちマジョリティの視点で構築され 障害者(マイノリティ)が健常者中心の理に合わせることを強いられるのなら、 の研究者広瀬浩二郎の痛切な〈ことば〉に耳を傾けよう。広瀬は、障碍者の権利獲得・拡充をめざして 差別解消は実現不可能な理想で (健常者) が B 7

件が絶え間なく起こっている。 魔者扱いされ半端者として嫌われ、 彼女らは福祉や介護の対象として、すなわち、 実際、 社会の現実は認知症の人や精神障碍者たちが権利者の「受益者」として保護される一方で、その実、 挙句の果てには生きる価値のない者として捨て去られ、命さえ奪われたりする事 世話「される」人、介護「してもらう」人として扱われ、ときには邪 彼ら

びとの「関係不全」に陥ったり、 さらにまた、認知症の人は文字通り、 非人間的な扱いを受けたりして、人生の最後の日々をわびしく寂しく悲しく辛い 認知機能不全のため 「意思疎通」 がおぼ つかず、 それゆえ、 家族や 唐 Ó 思

・をしながら「孤独」のなかで暮らすようになる。

の領域において考察を進めたい。

さてこれ以降、 認知症や精神障碍者ら存在的マイノリティの問題を近代国家および市民社会の領域と「生の世界」

### 4 3 「言語共同体」としての近代国家 ――「言語共同体」内のズレと「言語」内のズレ

\*近代国民国家は、「国民」という名の個人が社会の主権者となる国家として誕生した。そもそも、

論 は、 て打ち立てられ、「共通語/国語」の下で諸民族を「国民」として統合しようとする不断の圧力が生じる。近代国家を 多言語の民を「国民」として組織するのである。よって、ここでは支配民族の言語が「共通語(もしくは国語)」とし 族=多言語のなかから「共通」の言語をもつ国民の創成が基本課題になる。〝Nation〟が「民族〟 「言語共同体」としてとらえるならば、そこでは、多民族の「言語 極少数の例外を除けばおしなべて多民族から成る国家である。したがって近代国民国家においては、畢竟、 近代国家(\*Nation States、)は、必ず、多民族のなかから支配「民族」が「国家」を形成し、多民族= (固有語)」と国民の「国語 (共通言語)」の間にズ /国家/国民」を意味 多民

深いつながりがあり避けて通れない問題である。 ればならない。とくに後者の「言語」におけるズレの問題は、本稿のテーマである「認知症や精神障碍者の共生」と おいて差別や共生の問題を論じるとき、「言語共同体」内のズレと、「言語」におけるズレの二つのズレに注目しなけ 注意深く考察すれば、そもそも「言語」それ自体のなかにもズレが孕まれている。よって近代国民国家に

レが生起するのである。

# 「言語共同体」内のズレ――多文化共生の要請=多言語化・複言語化

る対立・葛藤である。先に述べたように、多民族国家(多言語社会)としての「国民国家」では、支配民族の言語が \*まず、 「言語共同体」内のズレについて。これは、国民国家における支配民族と他の諸民族との間の

近代国家の内実

この

共通語 の言語 |国語| となって不断に多民族の国民統合が推し進められる。そこで生じる共通語 (固有語) との間のズレや軋轢をいかにして解決/克服するかが、国民統合(社会統合) (支配民族の言語) の課題となる。 と他

(多言語社会) としての国民国家は、それが誕生したとき以来、一方では「国民」

の創設のため共通語

多民族国家

国語 はざまで、 承権をはじめ自らのエスニック・アイデンティティの保全=「異化」を求める。こうした同化と異化の対立と軋轢 的条件の相違によって、文化的多元主義や多文化主義、あるいは「差異の政治」等いくつかの概念に類型化できる。 問題は拙著(金泰明、二〇〇四年)で詳細に論じたので、ここでは指摘するだけにとどめておきたい (=支配民族の言語)による「同化」を推し進めようとし、他方で被支配民族の人びとは固有語 諸民族の「国民統合」のためにさまざまな試行錯誤がくり返されてきた。それらは、 国民国家の内的 (民族語 0) 外 継 0

を提唱する 点に関して、カナダの政治哲学者キムリッカは、マイノリティグループの「集団別権利」として「エスニック文化権 ループのひとびとが、「人間らしく」生きる権利として自らの固有語の保全・継承権を主張していることである。 いる二重言語教育 \*ここで見過ごしてはならないことは、国民国家における被支配民族集団やさまざまなマイノリティ/エスニッ (キムリッカ、一九九八年)。エスニック文化権とは、カナダにおける移民や宗教的マイノリティが求め (民族教育) や自らのエスニック文化の学習に関する権限を含む。 クグ

界人権宣言」を嚆矢に、一九九二年の「民族的または種族的、 宣言」(マイノリティ権利宣言)、一九六六年の国際人権規約A規約 さらにまた注目すべきは、昨今、国際人権法の領域で議論されている 宗教的および言語的少数者に属する者の権利に関 (経済的、 「言語権」の問題である。 社会的及び文化的権利に関する国際規 九 四 八 0 行する 世

約)、一九九○年の子供の権利条約、二○○七年の「先住民族の権利に関する宣言」(国連総会)、二○○八年の障害者

さらに障碍者たちの独自の文化的・言語的なアイデンティティ

権利条約などが、

マイノリティや先住民、子供たち、

論

を承認・支持される権利を謳っている。このように国際法・国際人権法の領域では、 すでに「言語権」は当然の権利

として受けとめられ人権概念のカタログに飾られている(杉本篤史、二〇一九年)。 日本国内では「言語権」の問題はほとんど論議されておらず、言語権に関する法令はいまだ制定されて

の下の平等」条項のなかに挙げられた項目に「言語」が含まれていないことである。そのことが、マイノリティ等の 言語権の国内法制化の障壁になっていると、杉本は鋭く指摘している。この問題に関しては、今後の研究課題として いない。憲法学者の杉本篤史は、こうしたことの原因として日本国憲法のもつ問題点に注視する。憲法第一四条「法

# 4-3-2 「言語」におけるズレ――普遍共生の要請=言語の多元化

考察を進めたい。

現象学」の考察を手がかりにして論じることにしたい。 の間につねにズレやねじれが生じる可能性があることである。この点に関して、哲学者の竹田青嗣による「〈発語〉 ける対立・葛藤である。それはいうならば、日常生活のあらゆる場面において「発語者の意」と「受け手の了解」と \*つぎに「言語」におけるズレについて。これは、社会生活における〈私〉と他者との間の「言語」のやり取りにお 0)

問題である。以下、「〈発語〉 ここで考察すべきは、日常生活の発語行為における、言語の意味の「一般性」と「固有性」(発語者の意)の二重性の 国民国家(=言語共同体)における共通語 の現象学」の要点を紹介する。 (国語) と固有語 (民族語) との対立・葛藤について論じたが、

動機の本質を取りだしてみる。 発語行為の全体を、初発的な「内言」、「独語」、「発話」という諸契機において捉え、それぞれの行為の

(1)「内言」:「内言」とは、直観を心の中で言葉にしてみることである。 言語的表象をともなった内的思念。

38

ていると考えられるからである。》「内言」はそれを「内言」と呼べるかぎりで言語的表現であり、つまり言語 的表象をともなった内的思念だと言える。内言は、〈発語主体の意→内的な表現性〉という最低限の基礎的な言 の内言は、 言語表現としての「内言」と「発語主体の意」はほぼ重なっており、その間にズレがないと見なされる。《〈私 いま〈私〉が見ているこの空の青さについての〈私の感動〉それ自身と何のズレもなく〈一致〉し

語構造をもっている。

- 与えられているからである。 と考えられている。その根拠は、 化したもので、直接他者を必要としない「発語」といえる。「独語」においては、「聞き手→発語主体の意」と いう構造が存在しない。 (2) 「独語」:「独語」とは、 内言や独語はしばしば「意」と「表現」の間にズレの存在しない完結した純粋な言語 声に出してみることである。 発語主体の「意」が推測されるべき「超越」ではなくつねに与件として直接 内言の自覚化・明瞭化・自己確認等。 内言を音声
- と」はむしろ「発語=陳述」的本質をもつ。 不特定の対象に向かう場合であれ、原則として誰かにむけての発語であって「独語」とは言いがたい。「書くこ (ここで注意すべきは)「書くこと」は、「独語」のように見えるが、じつは特定の人間にあてて書く場合であれ
- 営まれる。「人間関係」の本質はそれが人間どうしの幻想的なルール関係、 をつくり出すことである。《人間の共=存在性は、具体的な他者との「関係」の絶えざる編み変え、刷新として して他者と共有することである。単なる自他の了解の共有にとどまらず、了解の共有を通して他者との (3)「発話」:「発話」とは、誰かに対する発話である。「発語=陳述」することは、事態の認識を関係了解と 約契関係だという点にある。》「発 「関係

することは、この関係の絶えざる刷新の企てという意味での関係行為である。

と「言語表現」

語主体-言語表現」という関係の信憑構造と「言語表現」が媒介する「発語主体-聞き手の了解」という関係 しかし 「発語」が「内言」や「独語」と判然と区別される根本的差異は、ここには言語信憑構造の二契機、「発

本質的に信憑構造の中で「確信」としてのみ成立する「超越」としての性格をもつことになる。「発語者の意 が、ともに存在するということだ。つまり、「発語」においてはじめて、言語行為の始発点としての「意」は、

って明証的なのである。 の構造として存在し、 《だが、発語行為においては、「発語者の意-聞き手」 絶対的な理解に達するということはありえない。》 の間の信憑構造は、 (以上、竹田青嗣『言語的思考へ』 あくまで「確

の間のズレに関していえば、「内言」や「独語」の場合はこの「ズレ」の意味や理由は本人にと

二三一頁—二四四頁からまとめ、傍点強調は竹田青嗣、 下線強調は筆者

なルール関係、 構築=意思疎通が基本となる。つまり、「発話」においてはじめて「〈人間関係〉の本質はそれが人間どうしの幻想的 をコミュニケーション(自他の了解可能性)とした場合、市民社会では発語主体の「発話」による自他の了解と関係 答えのなかで、 「言語ゲーム」において、言語の「意味」は、「言語」それ自体に内在するものではなく、 市民社会を「言語ゲーム」による人びとの関係の網の目の総体としよう。注意を喚起すべきは、ここでいう 約契関係だという」ことが露わになるのである。 相互の関係的な了解性として生成することだ(竹田青嗣『哲学とは何か』、二〇二〇年)。言語の役割 人間同士の言葉による受け

え、 かでの「確信」として存在するのであって、両者の間にその「意」の絶対的な理解がなされるわけではない。それ 「意」や「信」を確かなものにするのである。言いかえれば、市民社会は「人格」として平等な人間が、日々、所有や しかし、 〈私〉と他者は一発話 発話 (発語行為) においては、「発語者の意-聞き手」の間の信憑構造は、 (パロール /エクリチュール)」による「約束」や「合意」を交わすことによって互いの あくまでそれぞれの 〈私〉 のな

いうのだ。

性や価値観の違いを承認し合い共通了解を創り上げようとするのである。 価値観をめぐって対峙・対立し合い「契約」を交わすことによって互いの信を確かめ、 市民社会は、「発話 議論・対話によって互い (パロール /エクリ 0) 個

ール)」可能な人びとが主人公として普段に「契約」を交わし相互承認の関係をくり広げる

〈場〉なのである。

かる。友人の顔色をちらりと見るだけで、すぐさまその気持ちを察することができる。それに比して触覚は、「対象に を一瞥にして把握・了解する。直に手で触れなくても一目で遠くの「もの」を「美味しいそうな赤いりんご」だとわ 覚、聴覚、嗅覚、味覚、触覚)のヒエラルヒーで最も優位な位置を占めることだ。目=視覚によって〈私〉は「物事」 物理的に接触することなしには、認知が成立しない」。伊藤亜砂は触覚のもつこうした特色を「距離のなさ」という。 「見る」ことは距離の制約から比較的自由であるが、「さわる」こと(触覚)は「距離のなさ」を認識の条件とすると この点に関してもう一つ見落としてはならないことがある。それは、「見る」こと、すなわち「視覚」が五感  $\widehat{\parallel}$ 視

五感のなかでも特権的な位置を保持してきたのである(伊藤亜砂、二〇二〇年)。 な部分に、 である。イデアは肉体的なものと精神的なものとを見る力なのである。こうして西洋哲学では、「視覚は人間の精神的 想像し「知る」ことはできる(可知界)。イデアで見るのは生理的な目ではなく、魂が霊界にいるときに見ていたもの たとえば、〈私〉には三角形の「真の姿(イデア・本質)」は決して見えず、ただ「その影(現象)」=「三角形をした 語で「見る/知る」という意味の「イデイン(idein)」から派生した言葉で、「見えているもの/姿/形」を意味する。 おにぎり」が見えるだけである(可視界)。〈私〉は「本当の三角形」の姿を「見る」ことはできないが、 さらに視覚(見る力)は、精神的な感覚である。プラトンの「イデア(idea = 実相・本質)」の語源は、 触覚は逆に動物的な部分に関わる感覚である」と考えられていた。目によって「見る」こと(視覚) 魂によって ギリシャ は、

論

こうしたことから、市民社会は「発話者」 および 「健常者 (見常者)」 中心の世界にならざるを得ない側面をもつと

の意思疎通=了解共有や関係構築可能性をいかに考えればいいのだろうか。認知症や言語障碍・精神障碍の人びとは、 では、市民社会の「発話」中心の言語ゲームに加われない存在、たとえば認知症や言語障碍・精神障碍の人たちと

他者との意思疎通の叶わぬ、それゆえ理解不能なただ「物言わぬ」存在なのであろうか。 や、そうではないのだ。認知症や言語障碍・精神障碍の人たちもまた、自分の存在と世界の存在に対して「内言」

や「独語」の世界のなかで生き生きと感受している。彼/彼女らにとって、「いま〈私〉が見ているこの空の青さにつ いての〈私の感動〉それ自身と何のズレもなく〈一致〉して」生きる存在である。

の手段は多様かつ多元的でその領域は広いのである。「意思疎通」に関して、「障害者の権利に関する条約」第二条「定 意思疎通についていえば、それは「発話(パロール/エクリチュール)」だけに限定される概念ではない。

義」は、

以下のように定めている。

ア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式 《「意思疎通」とは、言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディ (利用し

意思疎通は、「発話 やすい情報通信機器を含む。)をいう。「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。》 (パロール/エクリチュール)」によってのみ可能なわけではない。 意思疎通としての言語の形

疎通は、 なによりもまず、言語とは「音声言語及び手話その他の形態の非音声言語であること」、この点を看過してはならな 態と手段および形式は、「音声言語及び手話その他の形態の非音声言語」を包括する多様で多元的な概念である。 |発話」の独占物ではないのである。認知症や言語障碍・精神障碍の人たちの存在を感受・理解するために、 意思 ことである。

意思疎通の手段としての言語そのものが多様で多元的な概念であることだ。 認 .知症や言語障碍・精神障碍の人たちとの意思疎通の問題を考究するうえで決して見落としてはならないことは、 認知症や障碍者との共生を進めるには、

13

ある。 言語手段 方法の多元化、 すなわち、 言語を音声言語から手話その他の形態の非音声言語へと開放することが必須

題 識」し「感受」しているかを考えねばならない。 さらにまた、 とりわけ五感-認知症や言語障碍・精神障碍の人たちが、 -すなわち視覚、 聴覚、 触覚、 それはすなわち、 味覚、 嗅覚-自分自身を含む世界に「存在」するものをい 人間の -による世界の事物や事柄の認識について探究する 「認識」 のあり方、 すなわち一意識」 かにして 0) 認 問

世界の の世界」において、 とりわけ「意識存在」 「感受」のあり方に留意して考察をつづけよう。 認知症や言語障碍・精神障碍の人たちの「意思疎通」のあり方や、 =人格中心の世界である市民社会と、「エロス存在 =主権的身体として実存世界である 彼 ⁄ 彼女らの五感をとおした 生

〈主権的身体)→触発・感受〉としての「生の世界」である。 これから検討すべきは、〈意識存在→人格→相互承認・契約〉としての市民社会、 および 〈エロス存在→実存的

4 ĺ 4 人格中心の市民社会-――意識存在→人格→相互承認・契約

**\***近 存在が「人格」人となる。 人間として生まれながらに自由で平等な権利を享受している(普遍的人権)。「意識の同一性」や「理性」をもつ |代国民国家は、「人格」をもつ自由な個人が主人となる市民社会として誕生した。そこでは社会のすべての成

人格人が普遍的人権の主体となり、

実定法上の権利主体となって自他の間で「契約」を交

人間

相互承認によって合意を形成するのである。

論

構造をもつ。

なのである。 る。市民社会は、「発話」可能な人びとによって普段に「契約」が交わされ、相互承認の関係がくり広げられる 〈場

「言語」

の面からいえば、市民社会は「発話」中心の世界であ

なすルール社会である。 市民社会は、 〈意識存在〉 つまり人格中心の市民社会は、 が 〈人格〉 をもつ主人として、 「発話」者中心の「意識存在→人格→相互承認・契約」という 互いに「発話」 者として 〈契約と相互承認〉 の関係を織り

## 4-4-1 普遍ルール社会としての市民社会

個人の自由の実現に向けた理念・原理・手立てが一般的・普遍的に承認された社会をいう。 ール社会とはすべての人々の人間的解放が実現された「完全に自由で平等」な社会を意味するのではなく、すべての \*先述したように、市民社会の際立った特徴は、歴史上はじめて成立した「普遍ルール社会」であることだ。普遍ル

る (個人の権利)。 そこでは、〈私〉は、 個人が、「権利と義務」を併せ持つ存在になるのは、歴史的に近代市民社会においてはじめて可能になったのである。 すべての成員が、法の下で自由で平等な存在(=人格をもつ存在)として、権利と義務を享受する。社会のすべての 遍ルール社会としての市民社会は、歴史上はじめて個人の権利と市民的義務を統一した社会である。そこでは社会の し行動する責任を負う(市民的義務)。 市民社会では、社会のすべての成員が、人間として生まれながらに自由で平等な権利を享受する(普遍的人権)。 他方、〈私〉は市民として社会の共通の利益(公共性)に関わる事柄を自分の問題として考え判断 一方では自由な個人として他者の人権・権利侵害をしない限り「なにをしてもいい」自由を有す

普遍ルール社会としての市民社会は、歴史的には「特殊な」諸条件が重なって作り出された、「普遍」的人権原理に

阪経法論 85('21.9)

こそ、普遍ルール社会としての市民社会はつねにほころびをみつけて編み直さなければならないのである。 って、 もとづいた社会である。 いつでも後戻りするし、 市民社会は、 ほころびが生じて毀れることもある。 歴史の最終段階の社会でもないし、 市民社会は、 最終的に完成された社会でもない。 一つの運動体なのである。 したが

### 4 市民社会の主人としての「人格人」――自由な個人と義務としての市民

務としての市民」としてもつねに自分の「意志」が問われるのである。 共通の事柄 が「市民は自由を強制される」というように、 市民社会では、〈私〉は「人格」をもつ人権の主体である。人権の主体としての いかぎり行動の自由があり、どんな生き方や「よさ・善さ」を選ぶことができる(「他者危害の原理)。また、 人」としての \*市民社会の主人である人格人は、「自由な個人」と「義務としての市民」という二つの顔をもつ。一方の「自由 (みなにとっての利益)を考え、自分の意見を持ち、 《私》には絶対的な自由の領域 (内心の自由) 他方の「義務としての市民」としての〈私〉 が保障され、他者に危害を加えたり迷惑をかけたりしな 判断し、責任をもって行動することを要請される。 私》 は「自由な個人」としても「義 はつねに公共的なもの ルソー な個

Ġ 人間らしい「生」の条件がどのように担保されているのかを問いたい。まず、近代哲学者の「人格」論を概観しなが \*では、 この問題を探っていきたい。 人格中心の市民社会で、「意識の同一性」や「意志の自由」が叶わない人びとの自由がどのように保障され、

### 4-5 近代哲学の「人格」の概念

る概念である。

市民社会を構成する主体概念としての「人格」を考察している。彼らの考える「人格」は、「意識」や「意思」に関わ \*近代市民社会の哲学・原理を構想した哲学者のうち、 とりわけホッブズ、 ロック、 カント、 ーゲル のいずれ

## ホッブズの「代理人」としての人格

とは、「他人または他のもののことばまたは行為を、真実にまたは擬制的に代表するものとみなされる」人を意味す る。「人格(パーソン)」は、ギリシャ悲劇の「プロソーポン(仮面)」やラテン語の「ペルソナ(仮装や外観)」に由 \*ホッブズの考える「人格(パーソン)」は、他の哲学者のそれとは違って独特な意味合いをもつ。「人格(パーソン)」

論 来する。仮面を被り仮装した舞台役者=「行為者」は本人(Author)のことばや行為の「代わり」になって演じる。 できる。「人格(パーソン)」は舞台から転じて法廷や日常生活でも、「ことばと行為を代表するすべてのもの」という つまり代理人・代表者である。各人は本人自らの「ことばと行為」を代表する者(=主権者)に権威を与えることが

与えるばあいには、代表者がおこなうすべての行為を自己のものとしてひきうけるのである。」 「各人はかれらの共通の代表者に、個別的なかれ自身から権威を与えるのであり、かれらが制限なしにかれに権威を

意味に変化した

としての人格」となる。 為とことばは、契約をとおして「主権者」の行為とことばとなり、「主権者(コモンウェルス)」は人びとの「代理人 \*すべての人間が互いに契約を結ぶことによって一個の同じ「人格=コモン-ウェルス(主権者)」となる。各人の行

長、院長、橋番によって、人格化(Personate)される。》これは現在の「法人格」に当たるものだ。 \*人間ばかりか無生物も「人格」を有することが可能だ。《教会、慈善院(ホスピタル)、橋のような無生物は、教区

理人によって、人格化される」という。これは、現在の「成年後見人制度」につながる考え方であると同時に、 したように、子どもや認知症、精神障碍者など「非理性的存在」とされる人びとの権利を他者(近親者や法定代理人 \*さらにホッブズは、「(無生物と) 同様に、子ども、愚人、狂人、すなわち理性を使用できないものは、後見人や管 先述

等)が「代行」するという理論の土台を提供するものである。

## 4-5-2 ロックの「法的主体」としての人格

性」を有する人が市民社会の法的主体である。自己意識を有した人物(人格人)が、「行為者」として自分の意識 為の責任をとれる。行為の責任主体として各人は、法の下で自由かつ人格として平等である。 \* (person)」とは、 口 ック的「人格」は、「意識」に基づく概念である。 自己意識の同一性をもつ理性的存在である。 ロックは、「意識の同一性」に人格の根拠を求めた。「人格 ロックの主張する「意識」中心の「人格」 反面、「非理性的な人」 論は、 理

対象となり、その基本的人権は保障されるのである。

·責任能力」や「意思能力」を有しない人は、権利の「受益者」者として実定法(刑法·民法その他)上の権利の保護

れられた。日本の実定法では、刑法上、自分の犯した行為に関して「責任能力」をもたないとみなされる人間は、 ―に関わる概念として大きな影響を与え、刑法の「責任能力」や民法の「意思能力」等の実定法の原理として取り の罪を不問もしくは減免される。また、新民法では、意思能力を有しない者の法律行為は無効とすると定めている。 \*こうしたロックの「人格」の概念は、実際に近代市民社会における権利義務の主体―個人(自然人) や団体 (法人)

## 4-5-3 カントの「道徳的主体」としての人格

\*カントもロックと同じく「自己意識」から立論する。 「統覚」) である。「統覚」は先験的=「ア・プリオリ」なものである。「統覚」は感覚や知覚とは無縁のものであ カントの自己意識は、一私は考える (Ich denke)」という意識

# るからこそ、普遍妥当性や必然性をもつとカントは考える。

に意志の自由にもとづいて理性的に判断し行動できるとき、〈私〉 \*カントは、「意志の自由 (=自律)」をもって「人格」とみなす。 は「人格」 私 が傾向性 П 「理性存在/意志の自由 (感性や欲望) にとらわれず、 人人間 この尊 つね

厳」をもつ。

くなってしまうという問題が起こる。

理性の要請でもある。人格は目的そのものであって、単に手段として用いることは許されないのである。行為がただ \*カントは、一方では「他者を目的として扱え」という(実践的命法)。他者を人格として尊重するのは、義務であり

にはいささかも虚栄心や利己心もとづく動機や傾向性が入り込んではならない。理性の要請に従って行為できる人(= 理性的存在者)を「人格」と呼ぶ。すると、理性や人格を喪失したとされる認知症の人は、人権の主体とみなされな 義務の念、すなわち道徳法則への尊敬の念にもとづくものであるとき、その行為は道徳的価値をもつのである。そこ

も、「人間の尊厳」を有する存在として彼/彼女らの基本的人権(生命、自由、所有権、幸福追求権)は、たとえ本人 性を使用できない者(=子ども、 可譲性のルール」)。 の同意があろうとも奪うことはしてはならない。もしそうするならば不法行為・犯罪となりうる(普遍的人権の「不 \*案ずるなかれ。他方では、カント的人格概念は、この問題に対して「人間の尊厳」から対応可能である。かりに理 精神障害者、認知症の人等)や「責任能力」や「意思能力」が欠如した人であって

なるのである。 このようにカント的人格概念は、「すべての人びと」を人権主体としてみなすことによって価値的人権原理の土台と

## 4-5-4 ヘーゲルの「欲望主体」としての人格

やカントの先験的な統覚としての「私は考える (Ich denke)」という意識とは違って、ヘーゲルの自己意識は自他の \*ヘーゲルもまたロックやカントと同じく、「意識」の考察からはじめる。がしかし、ロックの「自己意識の同一性」 "関係の意識」である。自己意識は他者との関係を通して自立した自由な大人へと成長していくのである。「 意識」 か

他者もまたそうする。

ほんとうに大切なのは「具体的人格(特殊的人格)」だと考える。具体的人格は、意志の自由の特殊性 ら出発し「自己意識」が理性となり良心となって成長する。「自己意識は欲望なのである」。 ヘーゲルもカントと同じように人権や実定法の基礎としての「抽象的人格」を認めるが、 市民として生活するのに (欲求・欲望、

人格(抽象的人格)という空の容器のなかに生きていくのに必要なさまざまなアイテム――言語・宗教・歴史観・文 化・慣習等文化的価値や属性・アイデンティティ――を投げ入れて充足するのである。これをヘーゲルは、「 具体的人 衝動、偶然の好みなど)に関わる。市民社会の個人は、「欲望する主体」なのである。欲望する主体としての〈私〉は、

格 (特殊的人格)」と呼ぶ。具体的 (特殊的) 人格とは「所有権」をもつ存在である。 (人格として私は同時に、私の生命と肉体をも、他のもろもろの物件をも、ただそうすることが私の意志である

(私) かぎりにおいてのみ、もつのである。》 は、他者との「契約」によって空っぽの容器 (抽象的人格) のなかに具体的な所有物を投げ入れるのである。

\*市民社会は形式的・法的には「人格的に自由な個人のなす社会」であるが、現実の生の内実は 「個々人の特殊な目

が重要なのである。抽象的人格として人びとは平等であるが、具体的人格(欲望する主体)においても互いを認め合 する欲求の体系である。市民社会ではむしろ具体的人格、すなわち欲望のあり方 的がその基礎」をなす。現実の市民社会は、「人格」として平等な人間が、日々、「欲望する主体」として対峙・対立 (欲望する主体) の違いの尊重こそ

欲望する主体としての ーゲルが描く市民社会は、カント的な「他者の人格を尊重すべし」という義務と道徳が支配する世界ではなく、 (私) の「人格」と、欲望する主体としての 〈他者〉 の「人格」とが対立・衝突する欲求の体

わなければならない。ヘーゲルはそう考えるのである。

がら結びついていく、ルール的人権に基づく市民社会を構想するのである。 系なのである。ヘーゲルは、 欲望のまま利己的な個人と個人とが対立・衝突するなかで相互承認 (=契約) しあいな

### 認知症・精神障碍者との共生-――エロス存在からの出発

論 の人格」、カントの「道徳主体としての人格」、ヘーゲルの「欲望する主体としての人格」を論じた。彼らの人格概念 \*ここまで近代哲学者たちの「人格」概念を検討した。ホッブズの「代理人としての人格」、ロック「法的主体として

民)として活動する。市民社会は、〈意識存在〉が〈人格〉をもつ主人として、「発話」(パロール/エクリチュール) ある。「自己意識」の同一性を有し、自己の「意志」による行為に責任を持てる人間が、社会の権利主体 (=個人/市

いずれも「意識存在」を柱にしている。市民社会ではつねに〈私〉の「意識」や「意志/意思」が問われるので

をとおして〈契約と相互承認〉の関係を織りなすルール社会である。つまり人格中心の市民社会は、「発話」者中心の

は、

意識存在→人格→相互承認・契約」という構造をもつ。

ら仮に理性を使用できない者(=子ども、精神障碍者、認知症の人等)や「責任能力」や「意思能力」が欠如した人 したとされる人たちの人権や権利の問題についても一通りの「解答」を有していることも確認した。 市民社会はこの問題に対して、 「意識存在」/「人格」中心の市民社会は、認知症や精神障碍のような「意識の同一性」や 価値的人権原理で対応可能である。まず人権面では「不可譲性のルール」の見地か 「意志の自 迪 が欠落

格」が欠損し「理性」を喪失したとされる人であってもその人権は保護・救済され、彼/彼女らは権利の「受益者」 しくは減免され、民法上では意思能力を有しない者の法律行為は無効とされる。要するに、認知症の人のように「人 実定法の面でも、刑法上、自分の犯した行為に関して「責任能力」をもたないとみなされる人間はその罪を不問も

彼/彼女らの基本的人権(生命、

自由、

所有権、幸福追求権)を奪うことはしない。

理由で、 たり、各地の施設で職員らによる虐待事件が後を絶たないのだろうか。なぜ、「意思疎通のとれない人」だからとい \*ではなぜ、「津久井やまゆり園」 認知症の人や精神障碍者を平気で手に掛けることができたのであろうか。「障害者は周りを不幸にする」、「意 の障害者殺傷事件や愛知県の福祉相談センターの職員による老人放置事件が起こっ

として実定法上の権利を保障されるのである

思疎通のとれない人は社会の迷惑」と思うのは、ひとり植松被告人だけのことなのだろうか。

が「人間として」、「人間らしく」生きるための 末を生きる意味とは何か。 症や精神障碍の人びとは、 面倒な人、 \*再度、ここで問いたい。 邪魔者や半端者として嫌われ、とどのつまりは生きる価値のない者とみなされ命さえ奪われたりする認知 意識もおぼつかず、周りの人から世話「される」人、介護「してもらう」人として扱わ 認知症の人はいかにして生きる意味を感受するのか。それは、 いかにして人間であり続けるのか。 「人間の条件」を問うことである。 他者と十分に意思疎通ができずに 認知症や精神障碍の人びと 「孤独」な人生の終

らない。 あり方や、 「生の世界」において、「エロス存在」=主権的身体としての認知症や言語障碍・精神障碍の人たちの「意思疎通」 「生の世界」は 彼 /彼女らの五感をとおした世界の「感受」の仕方はどのようなものなのか。 〈エロス存在→実存的人間 (主権的身体) →触発·感受> という構造をもつ。実存世界である の問題をこれから 一現象 0)

そのためには、「意識存在」中心の市民の世界から「エロス存在」中心の「生の世界」へと眼差しを移しかえねば

な

#### 4 ĺ 二つの視線の変更 関係」 から |純粋意識] へ/「疾病」から「障碍」へ

学=欲望論哲学」で展開された諸原理・概念を手がかりにして探究を進めていきたい

が 「生きた世界」を「感受」することである。 れから試みるのは、「現象学=欲望論哲学」 そのためにこの問題に対する発想の転換、 の原理と方法を援用して、わたしが認知症を生きた母を いうならば、 認知症 理 解 精神 母

説 障碍者の共生の問題に対する視線の変更を行う。 \*まず第一の視線の変更は、 考察を進めるにあたって認知症の母とわたしの間 の「認知不全」

現象学は、 ち サール現象学における「間主観性=間主観的」とは、〈私〉 観とが相対すること=主観同士の関係性という意味である。それは「主観-客観」図式の思考である。しかし、 わたしの「意識主観」のなかで認知症の母の生きた世界を「反省」することである。第一の視線の変更とは、すなわ の問題と考えず、 フッサール現象学の方法に立つことである。一般的には 一切の認識を「主観 わたしの「意識主観」のなかでの認知症の母を想い対話することだ(=間主観性の問題)。それは、 (純粋意識)」のなかで考察するのである。 の主観のなかで「〈私〉と他者が相対する」ことである。 「間主観性」や「間主観的」は、 私》 「意思疎通の不全」 の主観と他者の

究の対象は、「主観」 = 「意識」 = 「純粋意識」である。 意識主観のなかに現出する一切の認識を私の「確信」とみなし、その確信が構成される構造を解明する。ここでの探 象(意識対象=ノエマ)とその対象をめがける意識の多様な働き(意識作用=ノエシス)を指す。現象学は、〈私〉 る。「反省」によって〈私〉の意識のなかに「現出」するものを「現象」という。「現象」とは、〈私〉に意識された対 「心的な働きをする体験」という。「反省」という「主観的な諸体験」をつうじてさまざまな物や事柄が「意識」され 口 ックが 《「知覚する」とは、「知覚する自分」を知覚することである》といったように、 フッサールは一反省」を

とわたしとの間の「意思疎通の不全」=「コミュニケーション不全」の問題として考えるのではなく、わたしの「意 とわたしとの間」に生起したことではなく、全部、 ンはほぼ成り立たなくなっていき、しまいには母はわたしを「見て」も息子と認識できずにいた。こうした事柄を「母 間が経つにつれ、 認知症の母と息子の私との間には、会話であれ文章であれ「ロゴス」によるコミュニケー わたしの「意識」の中で起こった出来事と考えよう。認知症の母

Ш

中で、 識 るのである。こうした方法をフッサール現象学では間主観的還元という。 の中で認知症の母や母が生きた世界の様相とその意味を「反省」し取りだすのである。 認知症 の母がいかにしてわたしという息子や家族の存在を確かめ共に生きた意味を理解しているのかを探究す 間主観的還元とは、 わたしの「意識 (私) の意識主観にお 主観」 0)

て一他者 (他我)」の存在妥当やその意味を直観することである(本質観取)。

停止)。世界の一切の事実と事象(物、 ていることである。フッサール現象学は、物も他者もすべて一切を〈私〉 〈主観〉」をもつ存在として〈私〉 認知症の母はわたしの母である前に、一人の人格をもつ他者(他我)である。 の目の前に生きている。しかしフッサール現象学は、これを反転して考える 世界、 自我、他我など)はすべて、〈私〉の主観(純粋意識)のなかで生起し の意識のなかで「構成されるもの」 言いかえれば、「他なるものとしての П 現

象」とみなす態度と方法をとるのである。「他者経験の構成」についてフッサールはつぎのように語っている

時に他方で、私は他者をこの世界に対する主観として経験している。すなわち、この世界を経験し、 体と独特な仕方で絡み合って、「心理物理的な」客観として、他者は世界の「うちに」存在している。 うちに他者を経験しているように私を経験している者として、 経験しているのと同じ世界を経験している者として、同時にまた私を経験し、ちょうど私が世界を経験しその 《他者は、彼に属する自然としての身体のうちで心的に支配しているものとしても経験されている。こうして身 私は他者を経験している。》 しかし同 私自身が

現実の他者の とてもまわりくどい言い方になっているので、わたしなりにかみ砕いて言い直そう。 サー ルは、自然の事物と同じように他者の存在もまた 「存在」ではなく、〈私〉の「主観」のなかでの「他者経験」、「他我の構成」が問われる。 (私) の一主観」に妥当しているかと問う。 他我 この場合、

は、

私》

と同じ「主観」としてあるものという形で「主観」

のうちに構成されるものである。

私

と同じように感

(他者)」

しその意味を了解するのである。

とは、 じ考える他者が フッサール現象学は、「物」も「他者」もすべて〈主観〉のなかで作りだされる(=構成される)と考える。「他我」 私 の主観のなかで、〈私〉と同じ主観としてあるものとして構成されるものである。わたしは「他我」とし 〈私〉をそのように見ていると「主観」はとらえる。

論 の本質観取にもとづいて、わたしは、 ての認知症の母もまた、わたしの「主観」のなかで構成されたものとみなして反省するのである。フッサール現象学 **徹頭徹尾、わたしの「意識」のなかで認知症の母の幾多の想い** (現象)を考察

学的本質観取は、 題を将来の 認知症の母を想いうかべ生起した数々の出来事を反省してその意味を記述する作業である(現象学的本質観取)。 これから述べることは、認知症の母とわたしとの間で生起した事柄ではなく、あくまでわたしの 《私》 認知症の人が「生きる」世界を理解し感受するために必要な方法である。それはまた、認知症の問 の可能的現実として、つまり〈私〉自身の問題として深く納得し自己了解できる最も確実な方法で 「意識」 のなかで 現象

もある。

が欠損を補いながら「世界」を認識し感受することができる。認知症や精神障碍の人たちが、自分自身を含む世界に の解明) 認知症の人の 考えずに「障碍」と考えよう。 かを問うことだ。言いかえれば、 \*第二の視線の変更は、 病いならば、 を加える。「障碍」ならば、五感のうちのどれかの感覚・認知機能の低下や障害として、つまり他の感覚器官 「生の世界」をとらえ直すことだ。第二の視線の変更とは、竹田「欲望論哲学」に立脚することである。 原因を探究すればよい。医学や心理学は認知症を「脳」や「心」を対象として科学的分析(因果関係 認知症を 認知症のひとはなにが「できない」のかではなく、残された五官でなにが「できる」 認知症の人を「主権的身体」としてとらえることだ。それは「エロス存在」として 「疾病」 ではなく、 「障碍 (さまたげ)」と考えることである。 認知症を「疾病」と

ことである。そのためには、人間の「認識」のあり方、すなわち「意識」 存在」するものをいかにして「認識」し「感受」しているかを訪ねよう。それは認知症の人の「生の世界」 の問題、 とりわけ五感 視覚、 聴覚、 に触れる 触

覚、味覚、嗅覚――による世界の事物や事柄の認識の様相を探究せねばならない。 さらに、「障碍」へと観点を移しかえることによって、なにが「できなくなった」ではなく、 なにが 一できる」

を問うことができる。恩蔵絢子は、「これは私がやったのだ」という感覚を「主体性の感覚」と呼び、人間の幸福と深 い関係があるという(恩蔵絢子、二〇一八年)。認知症の人もまた「主体性の感覚」をもつ「主権的身体」として のか

の「生の世界」を生きている。

害は障害としてある程度認めながら、残された機能を活用しつつ生活全体のQOLを高めていこうとする発想への基 \*広井良典は、 .一○○○年)。その第一段階が、「『疾病』から『障害』へのパラダイム転換」というべきものである。広井良典は 認知症をはじめとした高齢者のケアを「生活モデルの三段階」で捉えようと提唱する (広井良 障

本的な転換、ということ」であるという。認知症という病を「直す」という考えをやめ、五感の残された機能のうち

「できる」可能性を活かそうというアイデアである。それは、すなわち、「認知症を生きる」ことである。すると、

なおかつ「主権的身体」(自由の主体)として己の「生の世界」を生きる存在であることが見えてくる。それはとりも とえ認知症の人が「意識の同一性」や「意志の自由」不全に陥って市民社会の「人格人」の座から離れたとしても、 なおさず竹田欲望論における「エロス存在」としての「生の世界」を生きる人間として認知症の生をとらえ直すこと

#### 4 1 7 エロス存在→実存的人間(主権的身体) ļ 〈触発・感受〉としての 「生の世界」

「現象学=欲望論哲学」は、生きるための哲学である。 「現象学=欲望論哲学」は、「生きること」、「よ

\*

『欲望論』

П

論

の世界」の意味を了解する哲学原理と方法である。われわれが生きる世界は、単なる事物的連関の世界ではなく、 く生きる」ための普遍的条件と可能性を探究・解明する。「現象学=欲望論哲学」が解き明かすのは、人間存在と「生

味と価値が生成変化する世界、すなわち「生の世界」である。そこで生きる人間は単なる「意識存在」ではない。「現

人間本質の探究の眼差しを「意識存在」から「エロス存在」へと移しかえるのである。現象学研究における新進気鋭 象学=欲望論哲学」は人間を「エロス存在」ととらえることから出発する。竹田欲望論(「現象学=欲望論哲学」) の哲学者の岩内章太郎は次のように的確に述べている。

で、世界は「欲望=身体」によって分節される(=欲望相関性)と考える立場である。》(岩内章太郎、二〇一八 《欲望論とは、人間を「意識存在」ではなく、「エロス的存在」(さまざまな情動や欲望をもった存在)とした上

★「意識存在」から「エロス存在」への視線の移動によってフッサール現象学の可能性の領域が拡がる。竹田青嗣の 『欲望論』はフッサール現象学を踏まえつつ、それを乗り越える試みである。

的―身体論的な現象学」を展開するものである。》 《欲望論は「知覚」と「意味」だけではなく、「情動」を対象構成の本質契機として組み込むことで、「エロス論

が、 問題) をもたらす根本の条件は、「知覚」という〈私〉の主観の自由にならないものだ。 確かめるという方法で解決する。そのとき対象存在の妥当(確信)の源泉となるのが、「知覚」である。ただ知覚だけ フッサール現象学は、〈私〉という主観がいかにして存在する事物を正しく認識するかという問題(=主観-客観の 記憶や想起・想像などとは異なり、意識の自由を超えて現れるからだ。〈私〉の「主観」に事物の存在の不可疑性 を主客の一致ではなく、ただ主観=自分の内部から事物の対象存在の不可疑性(「存在妥当」=事象の確信)を

は

不可欠な本質契機である。》

の確信を基礎として、事物が実在するという確信(事物対象の確信)がもたらされるのである。 フ そこから「本質観取」によって対象の意味(=本質)が構成される。〈私〉の純粋意識にもたらされた「知覚像」 ッサール の「純粋意識」における認識構造は、まず「知覚直観 (個的直観)」によって〈私〉に知覚像が所与さ

現象学を組みかえようとする。竹田青嗣は、「知覚直観(個的直観)」+「本質直観(意味直観)」とならんで、 \*竹田青嗣は、フッサールの「純粋意識」における認識構造=「知覚直観+本質直観」にあらたに「情動」を加えて

所与が同じような要素として認められるべきだと主張する。 《「知覚体験においては「個的直観」および意味の直観とならんで、「情動」所与が同等の資格においてその本質

契機をなすことを教える。》

るときは、むしろ情動所与こそ中心的契機である。《あらゆる場面において「情動所与」は、人間の対象認識におい のうちに所与されるといえる》。美しいと感じ、音楽に聴き入り、匂いを嗅いだり食べ物を味わう…五感で世界を感じ たとえば、〈私〉がりんごや桜の花を「見る」とき、〈私〉には《知覚像、対象意味、そしていわば情動所与が一 暼

あ る。 》 的直観と本質直観」ではなく、「個的直観」(知覚像)、「本質直観」 \*このように「現象学=欲望論哲学」の観点からは、《一つの知覚体験に本質的に属するのは、フッサー (対象意味)、そして「情動所与」の三つの契機で ルのいう一個

意味の分析から情動の分析へと現象学のディスクールを進める》のである。 こうして「現象学=欲望論哲学」は、「意識存在」から「エロス存在」へ、意識相関性から欲望相関性へと《知覚と

「エロス存在」としての認知症の生

57 阪経法論 85('21.9)

エロ 「ス存在」とは、人間を「認識する」主体ではなく、「欲望する」主体ととらえることだ。「エロス存在」として

意味)を見つけて食べるのである。〈私〉にそのつど到来する「欲望」に応じて世界は分節されるのである。そもそも べるのではない。 の人間にとって、 りんごを食べたいという欲望が〈私〉のなかに生じるから、〈私〉はリンゴ(美味しいそうなもの= 世界の意味は「欲望=身体」の相関性としてのみ生成する。りんご(客観的事物)があるから、 食

論 人間が何かを「認識」するのは、〈私〉の「欲望-身体 ( = 力)」と相関的に生成される「世界分節」にほかならない。 欲望相関性としての世界は、 価値と意味が生成し連関する世界である。

私 が「何か」に触発されたり感知(感受)したりしたとき、〈私〉 の情動が生起する。これを「エロス的力動」

と呼ぶ。それは、シンプルにいえば「快-不快」の力動である。

ある。 性の力動である。》「触発」とは、〈私〉の身体が「何か」に接触したときそれを肯定-否定する情動が生成することで 《エロス的力動は、一つの触発が生きものの身体に生み出す、対象との近接化と離隔化の力動である。求心性と遠心 〈私〉は触発によって世界を「感受」する。

欲望とエロスの連関である。》〈私〉は、世界を「見る」のではなく、世界に「触れ」、「感じる」のである。 を空間化しつつ生きる。》世界は、エロス存在としての〈私〉の「欲望相関性」としてのみ「在る」のである。 の根本連関は、存在とその認識ではなく、価値と意味の生成の連関であり、主観と対象(客観)との関係ではなく、 生き物はエロス的身体をもつ。《一切の生き物は、衝動、欲求によって世界を時間化し、また「身体」において世界 《世界

·精神科看護学の研究者の阿保順子は、認知症の世界についてつぎのように語っている。

きることを想像するのはむずかしい。…略…それでも彼らは、なにかを感じ取り、常に自分のなかで、ある秩 《認知症の人々は、そんな未分化な世界に生物として存在しなくてはならない。混沌、 つまりカオスのままに生

としていることはわかるのである。 序を構成しようとしているように思える。 …略…いまいるこの世界を必死で探し回っていると言える。》(阿保順子、 …略…確かに何かに困っていることや、さわることで何かを知ろう

びとが、「生の世界」を生きることだ。 阿保順子がいう「未分化な世界、混二〇一一年。下線強調は筆者)

阿保順子がいう「未分化な世界、 混沌、 カオスのままに生きる」とは、 すなわち、 エ ロス存在としての認知症の人

「生の世界」と認知症の人びと

生の世界」は、フッサールの「生活世界」に密接に関係する概念である。

実性を真に体験し、現に遂行しているということなのである。》(傍点強調はフッサール、下線強調は筆者 きるということなのである。目ざめて生きている、とは世界に対して目ざめているということであり、 とって存在し、理論的であれ理論以外であれ、すべての実践の「地盤」なのである。 現実的に、 的および可能的実践の普遍野として、地平として、眼前に与えられている。生とは、 《生活世界は、その世界に目ざめつつ生きているわれわれにとって、つねにそこにあり、 世界とその世界の中に生きている自分自身とを一意識している」ということであり、 たえず世界確信の中に生 世界は、 あらかじめわ …あら 世界の存在 れわ ゆる現実 たえず n

妥当)。フッサールはこれを世界の「相互主観的構成」といい、この構成によって《世界がもろもろの要素的な志向性 サールのいう からなる意味形成体として理解されることになるのである》と述べている。 確信」とは、 フッ サールのいう「生活世界」とは、 客観的存在(「意識とは無関係にそれ自体として存在する事柄」)を認識することではないことだ。 「世界確信」は、〈私〉 の意識の志向性に応じて世界の存在と意味(本質)を確信することである (私)がたえず世界確信の中に生きることである。注意を要するのは、「世界 (存在 フッ

論

自閉者の世界であって、われわれが生活している世界ではないのである》(シュトラッサ―の引用)として、「生活世 フッサールのいう生活世界は客観的世界ではなく、〈私〉の関心にとっての「主観的・相対的な生活世界」である。 加藤精司は、生活世界を客観的世界とみなして《主観的-相対的なものだけが通用している世界は精神分裂者か (加藤精司、二〇一五年)。生活世界におい

だろうか。この点に関連して、フッサールのつぎのような記述がある。 て認知症や精神障害の人びとは世界に存在するものや事柄を正しく認識できない者とされてしまう。ほんとうにそう

界」で世界を確信できるのは「理性的存在」だけであるとみなしている。

はどうであろうか。こうして次のような志向的変様の問題が生じる。…(略)…すなわち「理性」にもとづく での共同生活をもっているかぎり―を包括する超越論的問題の領域にまでおよんでくる。》 るのである。…(略)…結局すべての生命体-れと「類比的なもの」としてそれなりの超越論的性格を帰属させることができ、また帰属させねばならなくな 真理性を有している世界――のために共にはたらいているわけではないようなすべての意識主観にも、 世界意識をもっているような子供たちを考えてみたとしても、これはどうであろうか。…(略)…さらに動物 《しかし、この人間ということに関して新たな問いが迫ってくる。すなわち、狂人も、 て問題とされる主観の客観化なのであろうか、という問いである。さらに子供たち、たとえすでにいくらかの ――…(略)…「生命」といったふうなものを、また精神的意味 世界の構成の能作にとっ われわ

すべての生命体、 論』によってより鮮明に明らかされる。 精神的意味での共同生活をおくる「生命」すべての存在であるといえる。その意味は、 竹田

このようにフッサールの考える「生活世界」で世界を認識し感受するのは、ただひとり「理性的存在」ではなく、

\*竹田青嗣はさらに進んで、「生の世界」は意味と価値の生成変化の世界であるという。(私) が一切の世界があると

確信するとき 界」そのものであり、 意識)として受けとらねばならない。》 (志向的意識) にとどまらない。 (世界確信)、その根拠は 《まさしくそれがゆえに「意識」(そこに到来する欲望、 それは《そこで触発、 〈私〉自身の内側で体験している「現前意識」こそが、 「現前意識 (純粋意識)」である。 情動、エロス的力動が到来し生成する内的体験の現場 純粋 情動、 意識」 衝迫、 は 単に対象をめがける意識 思考) そのつど生成する「世 は「その背後に」 Î 現前

\*認知症の人と現前意識

遡行できないものとなる》。〈私〉は、「いまここに」実存する。

考、 験を想起・反芻し、 とって世界が現実に「いま、ここにある」という意識をささえているのが、「現前意識」 私 現前意識」とは、「いま、ここで」 思念、 や「意志の自由」が叶わぬ認知症の人は、それでも〈私〉のなかで世界の存在を確信し、 の五感のすべてが遮られた世界に閉じ込められたとしても、《現前意識には 想像や想起、また諸情動-感情が生成してくるだろう。》 ましてや認知機能の障碍によって 生の意味や価値=「よいもの」を触発・感受して生きていける。 世界の存在を確信しその意味と価値を感受している 私》 の自発的あるい 私》 なのである。 さまざまな出会いや経 自身である。 は到来的な思 一意識の 同

\*市民社会から「生の世界」への眼差しの変更

て「相互承認」「契約」を交わす社会である〈意識存在→人格→相互承認・契約〉。 市 民社会は「意識存在」として 〈私〉が、「人格」として認められ、「発語 (パロ 1 ル 、エクリチ ノユー ル)」をとおし

体)」として、互いを感じ触れ合うこと(「感受」と「触発」)によって生の意味を了解する〈エロス存在→実存的人間 や「現象学=欲望論哲学」の示す「生の世界」では、「エロス存在」としての は、「実存的 八間 (主権 的

→触発・感受

61 阪経法論 85('21.9)

意味がある。

の世界」への転回と切り開き。ここに「生きるための哲学」としての『欲望論』=「現象学=欲望論哲学」の核心的 .意識存在→人格→相互承認・契約〉としての市民社会から、〈エロス存在→実存的人間→触発・感受〉としての「生

#### 4 | 8 主権的身体 身体の自由

論

としての実存的人間は「主権的身体」をもつのである。「生の世界」では「エロス存在」としての実存的人間(=主権 学者の母が、認知症になる』)という。竹田欲望論では「主権的身体」という。認知症の人びとを、「見る」ことによ る「認識の不全」ではなく、 治らない)のではなく、まだ「できる」感覚。先に述べたようにこれを脳科学では「主体性の感覚」(恩蔵絢子 観点に立つことによって認知症の人びとを「主権的身体」(自由の主体) と再認識できる。 「病を直す」(認知症は \*認知症を「疾病・病い」ではなく「障害・障碍(さまたげ)」と考えること、言いかえれば、なにが「できる」かの 他の五感を使って世界に触れ感じながら生きる「主権的身体」とみなす。「エロス存在 『脳科 ほぼ

\* 実存の主権性としての「身体」の本質として竹田はつぎの三つを挙げる。 第一に、〈私〉にとってのエロス的世界感受

的身体)が、互いを感じ触れ合うことよって世界や生の意味を了解する。

エロス的力動によるたえざる新しい実存目標の創成=「存在可能」(ありうる) の源泉

第三に、この存在可能へと企投する力能としての「能う」

ある。 主権的身体」は、 エロス的世界感受をもち、つねに「存在可能 (ありうる)」をめがけて生きる実存的身体で

《欲望の実現可能性の「能う」として存在する実存の身体を、わたしは「生理的-物理的身体」と区別して「主

権的身体」と呼ぼう。…(略)…われわれの「身体」のエロス的感受=情動、 の由来をわれわれに隠している。… (略) …感受と欲望の非知性こそが実存的-主権的身体の本質をなす。》 (略 衝迫の基礎形式は、そもそもそ

自由な主人としての〈私〉であることだ。仮にたとえ市民社会で「人格」が喪失した人のようにみなされたり権利の 「受益者」となったりしても、認知症の〈私〉は主権的身体として「生の世界」においては実存的人間として生きる。 ここから見えるのは、「意識存在」としての人格的人間も、「エロス存在」としての実存的人間 (=主権的身体)も、

### 4 9 〈触発・感受〉―五感をとおした世界の「感受(意味の直観)」

〈私〉自身の「生」の主人として自由な人間であるには変わりないのである。

来しよう。認知症のわたしにとって、生きるうえでもっとも大切なエロス=欲望は何だろうか。認知症のわたしにと ように一人の「認知症」の人間となる。あるいはわたし自身の可能的将来の姿でもある認知症を「いま、ここ」に招 っての「エロス」の世界を想い描こう。 さぁ、これから「主権的身体」をもつ認知症の人びとの「生の世界」を訪ねよう。そのためにいま、わたしは母の

知症のわたしは、もはや他者を「見て」正しく認識することは叶わないが、それでも主権的身体として五感の残

とともに「遊ぶ」のである。市民社会の義務や生きるための労働、競争から解き放たれた認知症のわたしは、子供の され れ」、「聴く」、「臭う」ことによって世界 残された機能をとおして世界を「感受」しながら生きようとする。認知症のわたしは「見る」代わりに「食べ」、「触 ような老人たちと楽しく遊ぶことによって「いま、ここ」を生きていることを「感じる」のである。 た機能をとおして世界や他者の存在に「触れ」、「感じる」ことはできる。わたしは「エロス存在」として五感の (事物と他者)を感受できる。そして、毎日をまるで子供の頃のように他者

プロジェクトチーム」が作成発表した「今後の認知症施策の方向性について」は、つぎのような基本的な考え方を示 きることであり、「自立支援」とは「人間らしく」生きることである。この精神を受けて「厚生労働省認知症施策検討

介護保険法第一条は、高齢者の「尊厳の保持」と「自立支援」を謳っている。「尊厳の保持」とは「人間として」生

論 ど不当な扱いをしてきた歴史を振り返り、認知症を正しく理解しよりよいケアと医療が提供できるように努めること。 した。①高齢者が認知症になっても、尊厳をもって質の高い生活を送ること。②認知症の人を疎んじたり拘束するな 重する精神で満ちている。それは認知症の人びとを自由な「主権的身体」を有した人間とみなし、彼/彼女らが「人 介護保険法と厚労省の「今後の認知症施策の方向性について」は、認知症の人びとの人権と人間としての意志を尊

された認知症の人びとが残りの人生と時間を自由で楽しく過ごせることが肝要である。すなわち毎日を楽しく「食べ」、 間として」「人間らしく」生きられる可能性と条件を提供することである。そのためには、労働や社会的義務から解放 触れ合い」、「遊ぶ」ことだ。「食」と「触」、「遊び」による生の時間と生の意味の「感受」。主権的身体としての認知

### |触発・感受」のエロス

症のわたしが感受する「エロス」の世界を訪ねてみよう。

球のルール」を示している(加藤博子、二〇一六年)。しかし、ここで論じるのは「認知症の人」=主権的身体のエロ 謹也、二○○○年)。加藤博子は、J.G.フレイザーが『金枝篇』で示した諸民族におけるタブーとの接触禁止や呪 術としての「接触魔術」に言及しながら、現代における魔力としての「触れること」の例として「鬼ごっこ」や「野 いについて「接吻」のさまざまな事例を挙げそれが法的・政治的・宗教的な意味合いをもつことを述べている \*まず、「触れること」 = 接触・触発からはじめよう。接触・触発は多義的な概念である。 阿部謹也は、 身体の触れ合 (阿部

スとしての「接触・触発」の意味である。

### \* 鏡像認知の実験」による仮説 自己認知やコミュニケーションの基底として「他者との接触

ショ カンの「鏡像段階」説がよく知られている。ラカンの説は、生後六ヵ月から一八ヶ月の幼児が自分の鏡像を「見る」 動の交流があると考えねばならない》というものだ(大澤真幸、二〇〇〇年)。「鏡像認知」に関していうならば、 ンの基底に、 会学者の大澤真幸は、有名な「鏡像認知の実験」を通してつぎのような仮説を立てる。《自己認知やコミュニケー つまりそれらを可能なものにする条件として、直接的な身体の接触をともなう、 他者との 受

である。それはつぎのような実験である。以下、大澤の議論を概観する。 意味で人間を人間たらしめるものであることを「鏡像認知の実験」を例えに論証しようとする。とても興味深 大澤真幸によれば、「触覚」という人間のもつ最もベーシックで重要な感覚と「触れ合い」の経験こそが、 初 仮説 的 な

という体験を通して自我の雛型が形成されるという仮説である。

かれ それ に映っている像をみて、すぐに染料がついている自分の顔の部位に手を振れたとすれば、 ないようにそっと顔の一部に染料を塗っておく。 ·はゴードン・G・ギャラップの考案した「マークテスト」で判定しうる。 の中に映った自画像 (鏡像) を自分だと認知できる動物は、 個体が目覚めたとき目の前に鏡がおかれている。 人間と人間に最も近い種・チンパンジーである。 実験対象の個体が眠っている間に気づ その個体は鏡像が自分自身 その 個体が鏡

ちは、 は鏡 であ る サルたちのこうした反応 ると理解している、 像の自己認知はできない。サルたちは鏡の中の自分自身の鏡像を同種の仲間 の中 の他の一サル」を見て声をあげて威嚇したり眼をそらして拒否したり、 と判定される。ところでほとんどの動物はこのテストに合格しない。 鏡像を新参の他個体だと認知―― するのは、 極めて自然である |=他 あるいは親和性を表現したりす の個体として認知する。 たとえば、 ホンザル サ ル

チンパンジーは鏡像を自己自身の像と同定することができる。とはいえ、そうなるにはある条件が肝心で

L

かし、

論

ることができるからだ。

ーたちがいる。二つの檻は隣接していて互いに様子を見ることができる。人間の赤ちゃんも最初は鏡に映っている自 ある。ここに隔離されて檻に独りで暮らす一匹のチンパンジーと、その隣の檻で一緒に育てられる二匹のチンパンジ

ない。 のは、他の個体を見たことがある、ということが鏡像認知にとっての不可欠の条件ではないことだ。というのは、 離されて育ったチンパンジーは、いくら時間が経っても、鏡に映っている像が自分の姿であると理解するようになら あるが、それをやがて他個体ではなく自分自身とみなすようになるのはどうしてか。ここで注意しなければならない 分自身を他の赤ちゃんとみなして、微笑みかけたりする。このように鏡の中に映っている像は他個体に似ているので 隔離されている一個体のチンパンジーも、他の檻で一緒に育てられている二個体のチンパンジーの様子を眺め

働きかけを他者と経験しているということが、鏡像認知が可能になるための不可欠の条件である。…ヒトにと だけでは足りない。他者と触れ合ったり、じゃれあったり、けんかしたり、といった接触をともなう相互的な 体の接触をともなう、他者との能動・受動の交流があると考えねばならない。》 《鏡に映っている自分の身体をまさに自己の像として理解できるためには、他者の身体を見たことがある、とう 自己認知やコミュニケーションの基底に、つまりそれらを可能なものにする条件として、直接的な身

ではなく、他者との「接触」にあることだ。「触れ合い」の経験こそが、 実験」によって明らかにされたことは、人間の自己認知や自他の関係の認識の原初的な契機は、 を知り、私が他者という存在を認知するのは互いに触れ合うという経験を通してである。「チンパンジーの鏡像認知の 本的な感覚であるが、触覚 大澤真幸の主張の要点を取りだそう。「触れ合い=触覚」は誰もが保持しているものでありおよそ生物に共通する基 (触れ合い)なくしては私と他者との関係は成り立たない。そもそも私が「私であること」 原初的な意味で人間を人間たらしめるのであ 他者を一見る」こと

デンスでありうるか 大澤真幸の仮説は、 (疑義性)という問題点が残る。とはいえ、人間にとっての「触発・感受」の意味を考察する上 あくまでチンパンジーを使った動物実験による考察結果であって人間世界に適用可能なエヴィ

でとても興味深いものである。

る。

とまれ、 覚することのみによって、一定の生物学的成熟と構造化に達する」とみなしている(下線強調は筆者)。さらにラカン あるとされる。 いうラカンの仮説もまた検証された真実とは言い難いのであるが、とても興味を引かれる話である。 の仮説は、「鏡に映った自分の像を前にした幼児の振舞いに関する児童心理学および比較心理学から得られた成果」で ラカンの「鏡像段階」説もまた動物の生態研究から得られたものであるが、「動物は自分と同類の動物を視覚的に 大澤真幸とラカンの説の違いは、 たかだか生後六ヵ月から一八ヶ月の間の幼児が鏡の中の自分の姿を見て「自我」の芽生えが起こると 他者認知の原初的契機を他者を「見る」ことに置くか、 それとも他者との 知

## \*認知症者の自己接触行動―他者と関わりたい

認知症の人との共生を考えるうえでとても示唆に富む見方である。

|接触」 「触れ合い」 とするか、という点にあるようだ。 「接触」 「触れ合い」 よる自己認識と他者の認知という観点は、

るといったしぐさへと移っていく。《つまり小中さんが出しているメッセージは、「私はあなたたちとかかわりたい したりするなどのしぐさである。 をとろうとする際に頻繁に自己接触行動をとる。それは上着の端をのばすしぐさであったり、 保順子は、 認知症患者の小中イヨさんの「自己接触行動」に言及している。 誰も振り向いてくれないとわかると、 彼女は自分の手をいじったり、 小中イヨさんは、 一番上のボタンを確認 他者とコンタクト 頬や目をこす

であるのだが、それが、

通常の世界におけるニュアンスとして伝わっていかない。》(阿保順子、二〇一一年)

下線強

調は筆者

樹によれば、それは周りの人びとが「自分の心が見えないから」である。 るというのである。が、しかしそれはほとんど伝わらないのである。なぜ、 認知症者の何気ない「自己接触行動」には、他者と触れ合いたい、コミュニケーションを取りたいという意味があ 伝わらないのか。 自閉症の作家・東田

## \*「触常者」として生きる――世界の触発と感受

論

間は五感を総動員して世界と出会うことができる。五感のどれかによって人間は世界を触発し感受する。目を閉じ耳 のではなく、 は二四時間・三六五日、休むことなく働いており、自己の内部と外部を結びつけている。》〈私〉は、 全盲の研究者広瀬浩二郎は自らを「触常者」という。触覚は万人が保持しており、《人間の皮膚感覚 世界に「触れ」、「感じる」のである。世界は「見常者」だけが「見る」=認識できるものではない。人 世界を「見る」 (広義の触覚)

広瀬は、東北地方のイタコ(盲目の巫女)との出会いの経験からつぎのようにいう。

をふさいでも、〈私〉はいつも世界に「触れ」、「感じる」のである。

ている。》 優位の現代社会にあって、全身の皮膚感覚を駆使して生活する触常者の経験、〝交わる〟 境地こそが必要とされ 《視覚を使わない生業、便利な視覚の束縛から解放された所に五感の豊かな交換、交流の醍醐味があった。 視覚

はなく、 る。全盲の広瀬にとって視覚以外の他の器官・機能を最大に活かすことは「保助」である。《足りない部分を補うので 広瀬のいう「五感の豊かな交換・交流」 存在するものを研ぎ澄ます。増やすのではなく磨く。こういったスタンスを〈保助〉と呼びたい。》 の場が、 とりもなおさず「生の世界」= 「いま、ここを生きる 〈私〉」であ

\*ミンコフスキーの「現実との生ける接触

ミンコフスキーは、「エロス存在」としての〈私〉 の生を「現実との生ける接触 

う概念で説明する。

る。 によってわれわれは自己自身の生という観念を失うことなしに、世界の歩みに参加することができる》(傍点は とのできない無限の中に消えてゆく。このようにしてわれわれと現実との間に驚くべき調和が生まれる。これ この行為や感情は生成する環境の流動に参加し、一滴の水のごとくその流動の中にみずからを失い、捉えるこ 現実との生ける接触は環境との関係における生きた人格の根底そのものと関連する。…人格は人格的に反応す 《たとえば盲者、不具者が、身体の完全な人よりも、よりよく環境と接触を保って生きることも可能である。 筋肉の収縮などをもって反応するのではなく、行為と感情をもって、笑いと涙をもって反応する。そして

# \*竹田「欲望論哲学」における「触発」の意味――記憶の閃き

場合、生命体の「接触」と「触発」とはまったく異なる本質である。「接触」は事物的因果の連鎖性を指示する。 をもつという。以下、「欲望論哲学」が明らかにした「触発」の哲学的意味の要点を取りだしてみる。 ――『接触』と「触発』は異なる本質である。生命体(有機体)に何かが接触してある触発が生じるとしよう。 竹田「欲望論哲学」は、「触発」の本質的意味を解明する。竹田青嗣は「接触」と「触発」とはまったく異なる本質

すことができる。哲学的にいうならば、感覚–触発の出来事における心的事象とその諸関連は、しばしば表現形式と の心的セリーは形式論理 (「同一」 「差異」 「否定」 「区分」など)や、二項的概念 (|物質]-|記憶]) によって示

「触発」は物質的連鎖とは次元が異なり、「心的な生成の系列(セリー)」を意味する。

出来事との同一視を生じさせる。

阪経法論 85('21.9)

らない。 あることはできない。同じく「触発」が一つの生成であるには、一つの触発が同時に記憶としても現れ出なくてはな 触発-感受」の思弁的考察をつづけよう。もし「閃き」が絶対的な刹那滅的一回性だとするならば、それは閃きで 閃きが内的生における一つの力動として、一つの「内的体験」として生成するためには、感受はすでにある

論 性が、 内的時間性である(それは客体化された空間性、 時間性とは異なる)。 記憶の閃きとして生成

時間性に属しているのでなければならず、そのことではじめて「感受」は一つの「意識」たりうる。この原初的時間

するときである。生命体の触発には一つの「世界感受」があり、一つの「力動」の生起がある(エロス的力動)。この - 力動」は物理的地からとは本質的に次元が異なるのである。——(竹田青嗣、『欲望論』第一巻) 『 生命体がある対象と接触するときそれを触発と呼びうるのはそこに一つの「世界感受」 が、

起があることだ。生命体としての人間は、「触発」によって世界を「感受」し、 竹田 「欲望論哲学」のいう「触発」の意味は、生命体の触発には一つの「世界感受」があり、 記憶の閃きが生成するのである。 つの「力動」の生

### \*認知症と大切なものの「記憶」

びとは、過去の肯定的な記憶に触れ哀惜の念を抱きながら生きるのである。 る「もの」の記憶とそれとのつながりが、高齢者や認知症の人々にとって「生きる」エロスであり活力なのである。 や家、人びとや物などとのつながりが安心して生きてゆくためにとても大切だ」。いうならば、「なつかしさ」を感じ が印象的であった。「高齢者にとって突然、新しい環境に移ることによって認知症を発症しやすい。慣れ親しんだ土地 論研究会」の共同研究者で現象学的心理学研究の哲学者の山竹伸二に、母の話をしたら、つぎのように述べていたの 一なつかしさ」の本質は、 介護施設で暮らした認知症の母は、わたしが訪れる度に必ず発したことばが「一緒に家に帰ろう」であった。「共生 過ぎ去った「時間への肯定的な哀惜の感覚」である(竹田青嗣、二〇二〇年)。認知症の人

典の言葉を借りれば《 ^feel at home、つまり自分がその場所で安心感を得られること、そこに ^根を下ろしていると 時間を暮らしたい」であるはずだ。そうすることが母の切実な願いであり最大最善のエロスであったと思う。広井良 認 知症の母がしきりに訴える「一緒に家に帰ろう」が意味するのは、「愛する家族たちとともに、安心して、残りの

### \*「さわる」と「ふれる」の違い

いう感じ、がもてること》を意味する。

伊 藤亜砂もまた「さわる」と「ふれる」の意味の違いを指摘する。 《〈ふれる〉が相互的であるのに対し、〈さわる〉は一方的である。…略…〈ふれる〉は人間的なかかわり、 わる)は物的なかかわり、ということになるでしょう。》(伊藤亜紗、二〇二〇年、

略は筆者

けて押し込む、 をなでる感触。 得られる感触は異なる。 触覚は「さわる」であれ「ふれる」であれ、身体の運動の結果として得られる感覚である。「触り方」次第によって ⑤重さ:手のひらで受ける。⑥温度:手を置いて静かにする。 ②全体の形:両手で包み込むように触れる。③細かな形(エッジ):輪郭をなぞる。④硬さ:圧をか 伊藤亜砂はつぎの六つの「触り方」による感触を挙げている。①テクスチャ (外観) ;表面

#### \*ヘルダーの 「内面的共感

しめながら話しかけていた。母の手(全体の形)を「両手で包み込むように触れる」のは身体の動作であるが、 愛がった孫の一人がしげ君で、彼はおばあちゃん(認知症の母)を訪ねたときは、いつもおばあちゃんの両手を握り たしの甥の「しげ君」ことプロレスラーの「ゼウス」(現全日本プロレスの花形選手)である。 認 知症の母を思い浮かべよう。 介護施設で暮らす認知症の母を毎週のように訪ね母に寄り添い語りかけたのは、 生前の母がたくさん可 そこ わ

にはヘルダーのいう「内面的共感」が生じているといえよう。

でいるもの」で、聴覚は「時間的に前後するもの」であるが、触覚は「内部的にはいりこむもの」である。 、ルダーは、触覚を視覚と聴覚とは異なる感覚をもつものととらえ、つぎのように述べている。視覚は「横に並ん

のみが美の教師であり、美を生み出す方法なのである。》 《内面的共感、すなわち、人間的自我のいっさいを姿のなかへすみずみまでさわりながら移していく触覚、これ

とらえる感覚」ととらえる。「触れる」ことは、相手の「内部をとらえる感覚」なのである。 ヘルダーは、「ふれる」ことを触覚の特色である「距離のなさ(=距離ゼロ)」を超え出て、 触れる「対象の内部を

#### \*坂部恵の「相互嵌入」

の洞察を行う。坂部は、ミンコフスキーの「現実との生きた接触」の概念に触れながらつぎのように語る。 哲学者の坂部恵は、ヘルダーの触覚論=「内部をとらえる感覚」をさらに進めて「ふれる、ふれあうという経験」

し、かくしてわれわれの存在のもっとも深い層にふれるためにあるのである」。ふれることは、世界を知覚し、 《「ふれる」ことは「単に感覚によって知覚し、指示することではなく、さらにその展開としてより深くへ侵入、

思考するのではなく、世界のうちに生きることにほかならない》

味は「相互嵌入」にあるという。ふれるという体験にある「相互嵌入」の契機とは、 知らずの異性の体にさわることとは、異なる位相の体験である。このように述べながら、坂部は「ふれる」ことの意 験は触覚に限られたものではなく、むしろすべての感覚におよぶものでそれらの基底をなすととらえる。「ふれる」と 「さわる」は異なる概念である。わかりやすい例を挙げれば、愛する人の体にふれることと、電車のなかで痴漢が見ず 坂部は、人間の五感のうちでとくに触覚が「ふれる」という経験と特権的な結びつきをもつと考える。「ふれる」経

《ふれることは直ちにふれ合うことに通じるという相互性の契機、あるいはまたふれるということが、いわば自

72

己を超えてあふれ出て、他者のいのちにふれ合い、参入するという契機》である。

ているときには汚れた口元を拭いたりしながら、彼女のなかにある「魂」に語りかけたのだ。すなわち、認知症の ばあちゃん(認知症の母)の手を「両手で包み込むように触れる」ことによって、互いのいのちにふれ合ったのであ る。「魂の存在」を信じるというしげ君(ゼウス)は、おばあちゃん(認知症の母)の手を摩りながら語り、母が眠 げ君(ゼウス)がいうには、「自分は、おばあちゃんの手を握りしめながらいつも〈魂〉に語りかけていた。」お

#### \* 「触発・感受」による「魂の世話」

の「魂の世話」をしたのである。

ものではなく、魂自身が見るもの=知られうるもの、目に見えないものであるという。魂で知れるのは「イデア」で に至るまで賛否両論あり大いに議論が繰り広げられてきたのである。 それゆえプラトンの「イデア論」は理性信仰や理念主義につながりかねない。この点において「イデア論」は、現代 である》といいながら、《最も尊重しなければならぬのは生きることではなくて、善く生きることだ》という。彼らの ある。「真善美のイデア」である。ソクラテスは、《善く生きることと立派に生きることと正しく生きることとは同 いう「真善美のイデア」は、どこまでも感性を排して理性の力でのみ「知る」ことができる世界(可知界)である。 |魂の世話」とは、ソクラテスやプラトンの哲学に由来する。彼らの考えは、「真」のものは目で見る(感覚される)

がしかし、ここで大切なことは、「魂の世話」は「善く生きる」ことを目指すという点だ。哲学者の西研は、「魂の 《語りあいながら「よさ」の内実を明らかにしていくことによって、私たち一人ひとりのなかに憧れの力を

話」とは

る。だからといって「イデア」を求めて感性を押し殺しひたすら理性の力だけを信じようというのはいただけない。

たしかに「善く生きる」のは人間的欲望の本質であり、「真善美のイデア」は価値ある人生や生き甲斐に直結してい

呼び覚ますこと》であるという。西研のいう「よさ」の内実の問いとは、「美徳」だけではなく、「幸福」や「正義」呼び覚ますこと》であるという。西研のいう「よさ」の内実の問いとは、「美徳」だけではなく、「幸福」や

界を「感受」し、記憶の閃きが生成する。おばあちゃん(認知症の母)の手を両手で触れることによって、しげ君 に向けたものである。 ここで竹田「欲望論哲学」のいう「触発」の意味を思い出してほしい。「触発」によって生命体としての人間は、世

論 た。わたしにはそのように思える。認知症の母にとっての幸福とは、愛する人たちと過ごした日々の思い出、 ウス)は母の「魂の世話」をした。そのことによって、認知症の母の心のなかで「よさ=幸福な瞬間」が呼び戻され

想起である。

もあった。このようにわたしは思うのである。 で触れられることは、母にとっては若くしてこの世を去った夫との再会であり、「性的なエロス」の喜び=愛の交歓で という。それは母の勘違いではなく、まぎれもなく亡き夫の「記憶」が母の脳裏に夫の姿として現れたのである。手 しげ君(ゼウス)は、「おばあちゃんは、ときどき、自分のことをおじいちゃん(亡くなった夫)に間違えていた」

# 4 9 -2 「食」のエロス――「生きることの味わい」としての「食」

わち相手の存在を「無」にすることである。そうだとしても、なんと味わいのない話であろうか。 \*ヘーゲルは「食」とは、相手を「無」とすることだという。動物は、食べるために「殺す」。「殺す」ことは、すな

き合うはめになったのである。不思議なことに何かの拍子でたまにふとほんのりと「味」を感じる瞬間がある。その くの飲茶の旅も台無しに終わってしまった。日本に戻っても病状は変わらず、結局、ほぼ二か月の間、 を訪れたときのことである。鼻炎に加え風邪をこじらせてしまったせいか、何を食べてもまったく味がせず、せっか \*わたしは若いころひどい味覚障害になったことがある。もう二十年以上も昔の話である。あれは、家族旅行で台湾 味覚障害と付

ある。

そのとき大事なことは、

誰かと共に食事をすることである。

家庭であれ介護施設であれ、

日々の食のエロスを充足することは欠かせない欲求で

選べる」

食が理想的である。

分がいる。たとえお腹が膨れても味わいを感じるまで箸を置くことはしない。そのせいか、 瞬間を求めてわたしは果てしなく食べ続けた。空腹で食べるのではない、ひたすら「味わい」を求めて食べている自 いたのだ。人が「食べる」のは、「生きる」ためではない。「生きることを味わう」ために「食べる」のである。 んどん増えた。そんなある日、わたしは事態を了解した。わたしは失った味覚=味わいのエロスを取り戻そうとして わたしは過食で体重がど 食の

工 ロスによって、わたしは生きている「いま、ここ」の生の充足を実感するのである。 《満足した豚であるより、不満足な人間であるほうがよく、満足した馬鹿であるより不満足なソクラテスである

ほうがよい。》

になる。そんな風になっても、「食」のエロスは日々の大きな喜びであるに違いない。理想は宇宙飛行士のため じる。大好きなビーフステーキも固すぎて美味しく感じられなくなる。柔らかく飲み込みやすい食が美味しさの条件 は毎日一生とぎれることのない営みであるが、加齢で鈍くなり食べうる容量も乏しくなっていく。 症の人にとって大きな問題は、 た後に訪れるあの至福感を知らない人はいない。高齢の認知症の人にとっても事情は変わらない。 間にとって「食」のエロスは精神的な快楽、すなわち幸福の観念に直結している。美味しいものを腹いっ 豚 は満足、すなわち肉体の快楽で充足するが、 年を追うごとに嚙む力と飲み込む力が弱まっていくことだ。すると味覚にも変化 人間は満足だけではなく幸福、 すなわち精神の快楽をも求める。 加えて高齢の 味覚=食 ぱい 味 が生 認知 口 わ 人 ス 0

だ。飛行士の嗜好に合わせていろいろな種類の食事が用意されているという。認知症の人にとって、食べやすくしか

「縁食」の楽しみ

藤原辰史は「縁食」を提唱する。一人で食べる「孤食」でも、学校の給食のように皆がひとつになって一斉に食べ

論 にすることだ。人生の大半を家族や会社のためにあくせく汗を流し働きつづけた高齢の認知症の人が、せめて人生の 終末の時期を気の置けない人びとと共に「食のエロス」を満足するのは、けっして贅沢な望みではないはずである。 る「共食」でもない。知り合い同士がゆっくりと時間を気にせずに味わい食べることのできることが「縁食」である。 藤原辰史のいう「縁食」とは、何かの縁(えん)でめぐりあわせた人同士が、その場=縁(へり/ふち)で食事を共

#### \*認知症者の「食」のあり方

れ養われる。恩蔵絢子のいうように《「自分に選択の余地があって責任を持って生活できること」が、幸せを感じ、活 自由を堪能できることが大切である。〈私〉が選べる「食」であることによって認知症の〈私〉の自由の感覚は保持さ 選べる「食」を工夫することだ。日々の「食」のエロスを喚起すること、すなわち嗜好や意志による「食」の選択の 第一に、「与えられる」のではなく「選べる」食事であること。自分の食べたいもの・好きなもの・美味しいものを 主権的身体をもつ認知症の人が、「食」を安心して楽しむためにいくつかの点に留意したい。

で栄養がとれなくなり、肺炎などの感染症になってしまうことである。 の人は、年々、嚙む力と飲み込む力が弱まっていく。《アルツハイマー型認知症患者の主要な死亡原因は、嚥下障害等 第二に、食べやすい「食」の形状であることだ。「食」の事故を防ぐために食べやすさは大切である。 高齢の認知症 動的になる秘訣なのだ。》

の事故を防ぎやすいし、なによりも楽しく食事ができる。 第三に、「孤食」ではなく「縁食」にしよう。「縁食」によって時間をかけて食事をする方が消化にいいし、

### 4-9-3 「遊び」のエロス

しく過ごす権利がある、とわたしは信じる。こうした人びとの存在が家庭や国家・社会を支えてきたのだから、 競争を耐え抜き、ようやくそうした桎梏から解き放たれた認知症の高齢者には、残された人生の時間を思いのたけ 家庭では保護者として無償の愛で家族を支え、 市民社会では市民としての義務を果たしながら、生きるために働き 家族 楽

や社会は認知症の高齢者を慰撫しサポートする義務がある、とわたしは考える。

介護保険法が謳う高齢者の「尊厳の保持」と「自立支援」を実現するためには、

なによりも認知症の人びとを自由

設で暮らす高齢の認知症の人びとは、外での買い物や食事を楽しむことは叶わず、家族と会うことさえままならな 人生と時間を自由で「楽しく」過ごせること、すなわち毎日を楽しく「遊ぶ」ことだ。とくにコロナ禍のなか介護施

な「主権的身体」を有した人間とみなすことだ。それは、労働や社会的義務から解放された認知症の人びとの残りの

クリエーション)が求められる。とりわけ、子どもたちは高齢者の「よき隣人」である。労働や義務に縛られない子 "閉ざされた」空間で過ごすことを強いられている。そうしたときにこそ、介護施設のなかで楽しく遊ぶ (高齢者の 1)

供たちは、この世界を、 体全体で自由に駆け巡る存在だからである。

という。 \* 恩蔵絢子は、アルツハイマー病の認知症患者の治療とケアの方法として運動療法、 《運動療法とは、 定期的に体を動かすことで良い効果を期待する方法で、…略…運動は、アルツハイマー病の進 音楽療法、 回想療法が効果的だ

能で、その人の生活の中に楽しい時間が少しでもあるということが、「心の落ち着き」につながると考えられて 行を和らげる効果が期待できる。 感情的」な問題に対しては少なくとも有効であることがわかっている。…略…音楽自体を「楽しむ」ことは可 …略…音楽療法は、 アルツハイマー病に付随した、不安、 無気力など、

いる。》(略は筆者)

論

エロスを満喫し心が満たされるのである。

回想療法に関しては、思い出を語り合い、他者と交わることで認知症患者の「孤独感」を減らし、また昔の大切な

による「遊びのエロス」の発揮と考えることである。なにかを「楽しむ」とき、〈私〉は「いま、ここ」で生きている 記憶を想起し昔とのつながりを感じることによって「安心感」を味わうことができるという。 ここで重要なことは、運動であれ音楽であれ回想であれ、それらは五感を全部使って「楽しむ」こと、つまり五感

\*認知症の人々の「遊びのエロス」でわたしが注目するのが、先に紹介した広井良典の提唱する高齢者のケアの<u>「生</u>

活モデルの三段階」である。

た機能を活用しつつ生活全体のQOLを高めていこうとする。」 第一段階「『疾病』ではなく、『障害』ととらえる」ことを通して「障害は障害としてある程度認めながら、

コミュニケーションを通じた活性化」などのメンタルな要素に注目したケアを目指す。 第二段階の「高齢者同士の相互作用に注目」では、グループホームでの試みなどを通じて「自己の存在感の確認、

の子供たちが自由に施設を訪れ高齢者たちと触れ合い語り、共に遊ぶことのできる空間を創ろうというものである。

第三段階の「複数世代を含む交流へ」では、老人ホームなどの介護施設のなかに「おもちゃ美術館」を設け、

## 「遊び」のエロスと情動性の喚起

る。「情動発達のゾーン」とは《他者と機能的な関係を構築しながら協働するなかで情動が発達すること》である。 こうした認知症の高齢者と子供たちなど世代間を超えた語り合いや遊び等のグループワークによって期待される効 互いの 「情動性」の喚起である。この点に関して、ホルツマンは、「情動発達のゾーン」という概念を提唱す

物を味わったりすること、つまり、五感で世界を感じるときは、むしろ情動所与こそ中心的契機である。《あらゆる場 面において「情動所与」は、人間の対象認識において不可欠な本質契機である。》情動性は、対象の意味を理解するの 同等のものとして本質的な契機をなすととらえる。何かを見て美しいと感じ、音楽に聴き入り、 先に述べたように、竹田 「欲望論」 は、「知覚体験において「個的直観」と「意味の直観」とともに「情動」所与が 匂いを嗅いだり食べ

ま、ここ」を生きていることを「感じる」のである。それは、すなわち、「認知症を生きる」ことである。 ではなく、 認 知症の人びとが、縁ある他の老人や子どもたちと子供のように楽しく遊ぶことによって情動性が喚起され、 対象を意欲するのである。言いかえれば、情動性の発達によって、「生の意欲」が喚起されるのである。

5. おわりに

けた。この間、本誌『法学論集』に三本の論稿を投稿した。本稿は、それらを元に新たに書き上げた、 マで探究をはじめたのが、二〇一九年の春である。 本稿で試みたのは、 認知症を生きた母を「感受」し、母が「生きた世界」を「理解」することであった。このテー 以来、足掛け三年間、 認知症を生きた母の世界に想い巡らしつづ いわば

これまでの思索で見えてきたことは、認知症の母が生きた「生の世界」は、「触れ合い」の場であることだ。 「触発」によって認知症の母は他者と世界を感受して生きていた。 「触れ

編」としての草稿である。

って、 触れ合いによって、私が「私であること」を知り、私が他者という存在を認知する(大澤真幸)。 互いに相手の内部をとらえることができる(ヘルダー)。さらに触れ合いは、自己を超えてあふれ出て、 触れ合うことによ 他者の

論

世界」で生きる認知症の母にとって最も大切なことは、 いのちにふれ合い、参入する感覚である(坂部恵)。「五感の豊かな交換・交流」の場(広瀬浩二郎)としての「生の 触発による「世界感受」である。触発によって愛する人びと

認知症の生の世界の中心に「触れ合い」=「触発」がある。「触れ合い」が喚起するのが、 自我の芽生えと他者との

と共に過ごした時間の記憶の閃きが生成するのである(竹田青嗣)。

出会いであり、 冷めて枯れていくように感じた。月日が流れ、しまいにはわたしの心は凍りつき認知症の母の存在を心の中で打消す た。今のわたしなら、そのように思える。こんな風に認知症の母を受けとめるまで長い時間がかかってしまった。 の記憶である。 し、愛する孫や家族に手を握られ、心の中でたえず愛する家族・人びとの存在を感じ触れ合いながら自由に生きてい 認知症の母は、一人寂しく暮らしたのではない。 母が介護施設に入所したはじめの頃、わたしは介護施設を訪ねる度にどんどん変容する母の姿を見るにつれ、心が 自他の自由の相互承認と魂の共感であり、そして大切なものや人びととともに過ごした日々の「共生」 介護施設で大勢の職員に世話され見守られ、 他の入所者と縁食を

だのは、わたしのなかに母への恩義があったからだ。生涯にわたって家族を愛してくれた母に返しきれないほどの恩 がら、それでもわたしは認知症の母を訪ねつづけた。 を感じていたからだ。認知症の母に対する冷めた眼差しと裏腹の恩義の感情。奇妙なアンバランスな心情に戸惑いな

ようにして、ただひたすら心のなかで「ほんとうの母」の面影だけを抱きつづけた。それでも介護所に重い足を運ん

ん、新年あけましておめでとう」と新年のあいさつをしたときのことである。家族たちの声を耳にした母は、やにわ (大勢の息子娘と孫たち) そんなわたしの身勝手が打ち砕かれたのが、ある年の元旦の出来事であった。その元旦の朝、久しぶりに家族たち が母に新年のあいさつをするために介護施設を訪ね集まった。みなで母を囲んで、「お母さ

に両手を顔の前で合わせて祈るような仕草でなんども「ありがとう、ありがとう」といいながら涙するのである。 んな母の姿に遭遇してわたしは心打たれ感涙した。久しぶりのオモニ (母) との再会であった。「オモニだ。オモニが

そ

いる」。懐かしく嬉しいはずなのに、それよりも自分が恥ずかしく愚かしい気持ちにかられた。

に懸命に応えようとしていたに違いない。あの時の母がみせたあの祈るような仕種は、母の心中のたくさんの思い ちへの心配と期待…ほんの少しの動きや表情にも尽くせぬ意味を見出すことができる。母の祈る姿を見て、わたしは 息子を待ちわびる切なさと諦念、ひょっとしたら怒り、また新しい年を迎えた希望と不安、どんどん大きくなる孫た 溢れ出たものだ。愛する者たちへの感謝と喜び、やっと巡り会えた安堵の気持ちとなつかしさ、滅多に顔をみせな |認知症の母」は、日々、介護所に訪ねてくる家族を待ちわび、訪れる家族の声や息遣い、様子を全身で感じ、 それ が

心から母が生きていてくれてよかったと思った。母の深い「愛」を感じた瞬間であった。

るものが絆としての「愛」ならば、私と他者は異なる個性と人格をもつ存在であることを知り認めるのは尊敬という 対的に分離された一個の存在として尊重するものなのだ。》(苫野一徳、二〇一九年)私と他者が無条件に互いを支え 自他がひとつになったという喜びがある。しかしそれだけでは「愛」とはいえない。《愛は相手を、…略…自分とは絶 が〈ひとつ〉になりかつそれぞれの私でもあることだ。「愛」はしばしば相手をわがものにしようと欲する。愛には、 合いながらも、 教育哲学者の苫野一徳は、愛の本質は「存在意味の合一」と「絶対分離的尊重」の弁証法であるという。 互いに絶対に回収しあえない「個人」であることを認め敬うこと。私と他者を「ひとつ」に結びつけ 私と他者

に関する苫野の洞察 名の一愛」である。触れ合いとしての愛と、 生前 の母の口癖は、「私にとって家族が宝」であった。ひたすら家族を愛し献身した母。 (本質観取)に、わたしは心底「そうだ」とうなづいてしまう。 他者の絶対的自由の相互承認としての愛。 絆と分離の弁証法的統 思うに、母は無償の愛をわ

と思う。

思う。では「絶対分離的尊重」についてはどうか。母は家族に神仏を信じること、他人に迷惑をかけないことを求め た。人の道にはずれること以外、わたしが好きに生きることに口出ししなかった。息子の生き方を尊重し信じて見守 ってくれた。わたしも母が楽に生きるようにできる支援をしつづけた。母とわたしはお互いの生き方を尊重していた わたしもそれに応えた。わたしと母との間の愛は、絆としての愛=「存在意味の合一」の愛であったと

た想い。 を大切に想いつづけた。認知症の母も「ほんとうの母」も同じ母であるのに、認知症の母は母でない、という矛盾し ろうか。 し自身の「欠陥」を確かめることだ。頭の中では認知症の母を母と知りながら、心の中では「ほんとうの母」の面影 生前の母とわたしは互いに愛し尊重しあうことができたのに、なぜ、認知症の母にあんなに冷淡でありえたのであ いったい何が欠けていて足りなかったのだろうか。それは認知症の母の「欠損」を問うことではなく、 わた

はなかったのだ。》という。 恩蔵絢子は、《認知症になっても、母の母らしさは損なわれることはなかった。認知症はその人らしさを失う病いで

入れることは、 母の多様な「母らしさ」の受容である。認知症の母もまた「母らしい」姿であるはずだ。認知症の母をまるごと受け あ の時のわたしは、認知症の母を「母らしい」母として感受することができなかった。わたしに欠けていたものは、 将来の可能存在としての「認知症の私」と向き合うことでもある。

すると、 できずにいた。こんな簡単なことが、わからずにいたのである。「いま、ここ」にいるすっかり変わり果てた姿の認知 わたしは認知症の母が亡くなる直前まで母に会うために介護施設を訪ねた。それなのに、いざ、 いつも心の中の「ほんとうの母」が浮かび上がり、目の前の「いま、ここ」の母を素直に受け入れることが 認知症の母を目に

認

知症の世界について阿保順子は、つぎのように語っている。

る

対する愛には、 症の母もまた「母らしい」母であるのに、母を尊重できずにいた。だから、ひょっとしたら、わたしの認知症 「絶対分離的尊重」を欠いていたのではないか。母への愛は、わたしの独り善がりの愛ではなかった の母に

か。そんな思いに駆られるのである。

されるあの親切…略…枕の位置を変えることは大したことではない》としたら、わたしにもほんの些細な行動で暖か うちほんの少しばかりを「認知症の母」に分け与えることができたならば、母は喜び、わたしも母の愛を感じること さを感じ合うことができたはずだ。もしあの時のわたしが、母に一歩近づいて母の手を握り触れ合っていたならば、 母のぬくもりを感じることができたはずだ。ほんのわずかな一歩、一瞬の思いが、愛と冷淡、尊敬と卑下を分け隔て ができたはずだ。グルニエのいうように《近親が病人に、子どもが老人に、ある看病人が患者に、というふうにつく では、どうすればよかったのであろうか。介護施設を訪れたわたしが、心のなかの「ほんとうの母」に対する愛の

まず、母に対して心からお詫びし、母の両手をわたしの二つの手でしっかりと握りしめたいと思う。 することができると思う。過ぎたこととはいえ後悔の念、先に立たぬ。 時間を蒔き戻してあの頃に戻れるならば、今のわたしならば、 わたしはあの世で母に再会したら、 認知症の母の手を両手で包み込み、 暖かく接

である。 《人が生きているということは、その人自身の世界が存在するということである。 目的地を探しながら歩いているように見える時には、必ずその目的地に向かう理由がある。》 認知症の人とて、それは同じ

のか。 母 の人生の目的とは??。母は、何を思い何のために生き、何になろうとしていたのか、どこに向かっていこうとした 正直言えばそのようなことを一度として母に尋ねたことがないし語り合ったこともない。だから、母とともに

暮らした日々の記憶から想い描くしかない。

「私にとって家族が宝」といい、夫や娘息子合わせて十人の家族の世話をし働きつづけた母の人生の目的は、愛する

自由に生きることができる人間に育てること。一人ひとりを立派な社会の一員にすること。そのために母は、ひたす 家族の幸せと子供たちを一人前の「大人」に育てることであった。子供たちを、神仏を信じ、他人に迷惑をかけず、

ら家族を愛し献身した。そんな母の生きる姿からわたしが感受したのは、「人間として」「人間らしく」生きる思想で

とができる。「哲学」とは、〈私〉と他者がともに人間として人間らしく生きうる可能性とその条件を探究することだ。 わたし自身の人生の目的は何かと尋ねられたら、今のわたしはすぐさまはっきりと「哲学することだ」と答えるこ

それは、わたしが母の人生から感受した宝である。人権と共生のための哲学を楽しむこと、それがわたしの人生の目

的である。

 $\widehat{1}$ 本稿は、Web学術誌『本質学研究』第九号(至善館大学院大学竹田青嗣研究室主監、二〇二一年八月に掲載された拙稿 るために、本稿を筆者の研究業績とすることを言明しておく。 ·草稿 多文化共生から普遍共生へ―認知症との共生を考える」に若干の補筆・修正を加えたものである。 ほぼ内容が重な

2 Web学術誌『本質学研究』第七号(至善館大学院大学竹田青嗣研究室主監、二〇一九年七月、所収、『本質学研究 Wesenswissenschaft wesenswissenschaft wordpress.com//

3 認知症の定義として①常識的な定義、②国際的な定義の二つを紹介しておく。①「認知症とは、 循環の障害、老人性変化などが原因で、脳が広い範囲で損傷し、全般的に知的能力が低下する精神障害」である。とりわ 頭部の外傷や脳炎、 脳

株式会社ニュートンプレス、二〇一九年、 「アルツハイマー病による認知症では、まず多くの場合、 の認知症の定義〉 社会行動あるいは動機づけの低下をともなうが、場合によってはそれらが先行することもある。」(『ICD-10 精神および 理 解力が低下し、 学習能力、 臨床記述と診断ガイドライン』医学書院、二〇〇五年 言語、 さらに時間や場所などを正しく認識できなくなる。」(「精神科医が語る精神の病気」Newton 「認知症は、 判断を含む多数の高次皮質機能障害を示す。 脳疾患による症候群であり、 所収、 八一頁)、②〈世界保健機構 記銘力(記憶を定着させる能力) 通常は慢性あるいは進行性で、 意識の混濁はない。 〔WHO〕の診断基準 = ICD-10 が障害され、 認知障害は、 記憶、 思考、 通常。 思考や判断が停 [国際疾病分 情動の統

5 6 から 竹田青嗣、 近代哲学者の「人格」概念については以下の拙稿で検討した。「近代〈人格〉 恩蔵絢子『脳科学者の母が、 『欲望論 第一卷 「意味」の原理論』、 認知症になる』河出書房新社、二〇一八年、 『欲望論 第二巻「価値」の原理論』、 四八—四九百 概念の原理的考察と『欲望論』

 $\widehat{4}$ 

行動の障碍—

- 〈エロス存在〉の地平へ」(『大阪経済法科大学法学論集第八一号』所収、二○一九年九月、二九─九○頁
- $\widehat{7}$ に変えることにある。 |普遍ルール社会||は竹田青嗣が命名した概念。その核心的理念は、社会から「暴力原理」を一掃除し純粋なルール その条件はつぎの六つ。①フェアなルールゲームの第一の前提= 講談社、 「暴力」 の完全な排除。 二〇一七年一〇月 ゲーム ゲーム は

ムの執行・運営のための第三者(審判者)がおかれる。 全員が対等に持ち、そこにどんな特権も存在しない。⑤ルール違反者にはペナルティが科される。⑥ルールの適用の判断、 異はすべて捨象され、 力の排除が成立してこそはじめて可能となる。②はじめの合意は、ゲームそれ自体の「正当性」 普遍ルール社会」と呼ぶ。 互いにただ対等な権利をもったプレーヤーとして認めあう。 (竹田青嗣著『人間の未来』ちくま書房、 竹田は、このような仕方で想定された近代社会の理念的 二〇〇九年、 ④ルールの決定や変更の権限は、 の根拠である。 3 原理」 人間の対 参加者

8 普遍ルール社会とはすべての人々の人間的解放が実現された「完全に自由で平等」な社会を意味するのではない。 をいうのである。 普遍ルール社会とは「すべての個人の自由」の実現に向けた理念・原理・手立てが一般的・普遍的に承認された社会 そうでは

9 「介護施設で虐待一九年度最多更新」、 朝日新聞二〇二〇年一二月二三日付け記事

差別発言

『切なくなった』

11 やまゆり園事件 変わらぬ被告 相模原殺傷三年」、朝日新聞二〇一九年七月二三日付け記事

やまゆり園事件 遺族が被告人質問」、

朝日新聞二〇一九年二月五日付け記事

- 12 「保護した七〇代男性、 県職員が置き去り一 -愛知 深夜の公園に」、 朝日新聞二〇二〇年二月六日付け記
- 14 13 ハナ・アレント 『イェルサレムのアイヒマン― 勤務経験と人格、 偏見生む──やまゆり園事件 精神鑑定医が分析」、朝日新聞二○二○年二月八日付け記事 -悪の陳腐さについての報告』、大久保和郎約、 みすず書房、 一九六九年、
- 15 ハナ・アレント、 同上書、 一九六九年、二〇頁

論

四一頁

- 16 「〈あっち側〉という線引き」、「耕論」、朝日新聞二〇二一年一月六日所収
- 17 前揭論稿、『大阪経済法科大学法学論集第八一号』所収、二〇一九年九月、六九—七〇頁
- 18 坂岡大路は、 論哲学」と呼称する(Web 研究誌『本質学研究』第八号、二〇二一年春、 フッサール現象学 (超越論的本質学)および欲望論(竹田青嗣)に基づくアプローチを「現象学=欲望 所収、『本質学研究 Wesenswissenschaft,

wesenswissenschaft.wordpress.com/)°

- 19 本稿でいう「市民社会」とは、一八世紀以降に成立した近代市民社会である。それは、 市国家における市民社会の概念と異なり、社会のすべての成員が市民的自由と権利を享有する普遍的人権社会である。 奴隷制度に立脚したギリシャの都
- 20 「哲学は、いかに歴史的な『普遍暴力』を抑制し、『普遍支配』から人間を解放しうるか、という点に中心的な課題を置いた。 近代社会』という理念は、この課題を実現するための哲学的『原理』として提示されたのである。」(竹田青嗣、同上書 〈意味〉 の原理論』、二〇一七年一〇月一六日、 一四頁
- 21 G·W:Fヘーゲル『ヘーゲル美学講義(上巻)』、長谷川宏訳、作品社、一九九五年、六〇頁
- 22 本節 と言語文化教育」、二〇一九年一二月、三三―五二頁 ―アイルランドで子どもを育てる親たちの 補筆したものである。金泰明・稲垣みどり共著論文一異なる価値観を持つ人々が共に生きる〈開かれた共生社会〉 2 | 1 普遍ルール社会と普遍的人権概念) 〈複言語育児〉 は、以下の拙稿(金泰明・稲垣みどり共著論文)の一部を大幅に修正・ を事例に」『言語文化教育研究』一七巻、 特集論文「市民形成 の原理

- 23 ものである カの多文化的市民権と在日コリアン」(金泰明、明治学院大学大学院国際学研究科、 、価値的人権原理〉と〈ルール的人権原理〉は、わたしの学位論文「人権概念とマイノリティの権利の原理的考察 博士論文、二〇〇二年)で提唱した キムリッ
- 24 公士「世界人権会議の成果と課題」、『自由と正義』所収、一九九三年、日本弁護士連合会発行、五八―六五頁 文化・宗教・歴史などを理由に、人びとに保障される権利や基本的自由の侵害を正当化することはゆるされない」 - 普遍性」とは「人権はすべての人びとに保障され、地球上のいかなる場所でも守らなければならず、いかなる政府も、
- 26 25 ルの 条件を知ること」によって、 西研は、対話を通した人それぞれの生き方の了解が重要という。「その見方は、その人たちのどんな生の条件 のちがいや、身体の障害があるなどさまざまな条件)と関係しているかに気づくことができる。他者たちの価値観と生の 〈共通了解をつくる方法〉』(西研著、筑摩書房、二〇一九年、傍点は西研)、一二七頁。 『自由論』(『ベンサム J.S.ミル』関嘉彦責任編集、世界の名著三八、一九六二年、中央公論社) 自分の生の状況や生きる姿勢を自覚するという。『哲学は対話する――プラトン、 所収、二七〇頁 フッサー
- 28 27 「女性の考え 社会につながる『窓』」、 「社会の矛盾 世直しへの情熱」、「時代の栞」、 朝日新聞、二〇二〇年一二月三〇日所収 朝日新聞、二〇二〇年八月一二日所収
- 30 29 アレクサンドル・コジェーヴ、『ヘーゲル読解入門 『功利主義論』、(『ベンサム J.S. ミル』 関嘉彦責任編集、世界の名著三八、一九六二年、中央公論社) 〈精神現象学〉を読む』、上妻精・今野雅方訳、国文社、一九八七 所収、 四七〇頁。
- 31 「『人間らしく』の原点想起を」、「憲法を考える」、 朝日新聞、二〇二〇年五月二六日所収

一四頁

- 32 |記憶する体| 伊藤亜砂著、 春秋社、二〇一九年、二〇六一二〇七百
- 33 34 井上達夫は、 アレフ(元オウム真理教が名称変更) 「元オウム真理教信者」とわかって後に転入を拒否した事件がある(二〇〇〇年一二月) アルバート・ハーシュマンの定義を援用して利益対立は「多寡をめぐる分割可能な紛争」で、 の信者一三名の世田谷区居住申請に対して、 世田谷区役所はい ったん受理した申請 価値対立は

かこれかの分割不能な範疇の紛争」という(井上達夫『他者への自由』創文社、

一九九九年、

六頁)。

論

護などを想定した社内研修に「育児」に加えて、どの社員にも起きうる可能性がある「親の介護」も加えた。 者の介護を担う負担が増大する可能性が高まっている」と指摘している。これを受けてキリンホールディングスは親の介 /男女共同参画の行方⑤-――男性も介護 仕事との両立は」、朝日新聞二〇二一年二月八日朝刊 (「ジェンダー

日本政府は二〇二〇年末に「第五次男女共同参画基本計画」を閣議決定し、「今後は、女性のみならず男性も、

36 厚生労働省の調査 (「国民生活基礎調査」平成二五年)によると、二〇一二年に認知症の高齢者 (六五歳以上 は

四六二万人であったが、二〇二五年には約七〇〇万になると推計される。

- 37 多死社会についていえば、死者の数の面では二〇〇九年は一一四万人死亡であったものが、二〇三〇年は一六一万人死亡 で子どもの三倍に達する超高齢化社会になる(「少子化社会浮き彫り――一五歳未満一六四九万人、三二年連続減」 ある。さらに少子化という面では、一五歳未満人口は、半世紀後(二〇六〇年)は半減七九一万人、七五歳以上が二六.九% な様相を呈している。二○一二年時点で、全国で特別養護老人ホーム待機老人が四○万人、その内、首都圏で一○万人で のベッドに向かった。また、どこで死を迎えたのかという面では、①病院(八九万人)、②介護保護施設(九万人)、③自 と予測される。一人暮らし老人(七五歳以上)は人口の四割を占める。二〇一一年は過去最多の五万三四〇〇人が精神科 (二○万人)、④その他(四○万人)が、いわゆる「看取り難民」である。高齢者問題はとくに大都市、 首都圏で深刻
- 38 39 「スーパーで万引きしたとして二○一五年に窃盗罪の有罪判決が確定した大阪市の男性(七五)が、…(略)…事件当時 は認知症の影響で刑事責任能力がなかったとして、やり直し裁判(再審)を大阪簡裁に請求した。…大阪地裁が一七年三 ルッキズム(Lookism)とは、身体的に魅力的でないと受け取られる人びと差別的な取り扱いや処遇を受けることをさす。 認知症と診断された鑑定を根拠に責任能力がない心神喪失の状態だったとして無罪とし、確定した。」、「認知症 責任

新聞二〇一三年五月五日)

40 た。」「、別人格が万引き認定、高裁『責任能力は限定的』」、読売新聞二〇一八年四月二一日付け記事 女性本人とは別人格が犯行に及んだと認定し、 「窃盗罪に問われた三○歳代の女性の刑事裁判で、東京高裁 女性の刑事責任能力を限定的とする判決を言い渡していたことがわかっ (朝山芳史裁判長) が、 解離性同一性障碍(DID)

万引き有罪 再審請求」、朝日新聞二〇二〇年一二月四日付け記事

能力なかった―大阪の七五歳、

親や配偶

単一民族国家と自認するのは、

世界でも日本、

韓国

(南北朝鮮)、

アイスランドの三つであるといわれている。

- $\widehat{41}$ 森村進著、 『権利と人格』、創文社、一九八九年六月三〇日、 五〇頁 五三頁
- $\widehat{42}$ ホッブズ、『リヴァイアサン(一)』、水田洋訳、岩波文庫、一九九二年、二六二頁
- 43 44 「~される」「~してもらう」という「介護」や 広瀬浩二郎著、『触常者として生きる』 伏流社、二〇二〇年〔令和二年〕、一一七―一一八頁 「保護」に関わる「壁」は、健常者と障碍者間だけにあるものではない
- 45 同上書、 ている日本社会の現実を踏まえて、生活保護という名称を変更すべきだと提案する。 生活保護にある「壁」がそうである。清川卓史(朝日新聞編集委員) 日新聞二〇二一年二月八日朝刊」 広瀬浩二郎著、二○○○年〔令和二年〕、三頁 は、生活保護利用を「恥」とする偏見が広く浸透し (|生活保護利用 〈壁〉 の解消を」朝
- 48 47 前掲書、 キムリッカのいう「集団別権利」は「集団的権利」とは異なる点に注意せよ。「集団別権利」の概念は、 受けてきたなど――における「特定の」マイノリティ集団に付与される権利である。そうすることによって、 権利をマイノリティ集団「一般」の権利ではなく、ある条件――たとえば、歴史的あるいは社会的に差別は不当な抑圧を 金泰明、 トランスビュー、二〇〇四年 マイノリティの
- ムリッカ著、角田猛之、石山文彦、山崎康仕監訳、「多文化時代の市民権――マイノリティの権利と自由主義」、晃洋書房、 はマイノリティ集団に対する「集団別権利」と個人の権利(=普遍的人権)とは矛盾することなく共存すると考える 九九八年、三七—四八頁
- 杉本篤史(東京国際大学)、「日本の国内法制と言語権 社会的身分又は門地により、 の現象学」、『言語的思考へ』(竹田青嗣著、 第二二巻第一号、二〇一九年九月所収、 「第一四条「法の下の平等、 一 頁 政治的、 貴族の禁止、 経済的又は社会的関係において、差別されない。」(「ポケット六法」、 四七一六〇頁 径書房、 栄典」①すべて国民は、 国際法上の言語概念を国内法へ受容するための条件と課題」、 二〇〇一年)、第六章「意味の現象学」 法の下に平等であって、 所収、 人種、 有斐閣、

51

〈発語〉

二〇二〇年·令和二年版、

50

日本国憲法、

49

二四四頁

- 52 これは竹田によれば、フッサールのいう「孤独な心的生活における表現」にあたる(フッサール ||論理学研究] 第二巻四五頁
- 53 竹田青嗣、二〇〇一年、二三六頁
- 54 同右書、 竹田青嗣、二〇〇一年、二三六頁
- NHK出版、二〇二〇年、一六九頁
- 56 55 『手の倫理』伊藤亜紗、講談社メチエ、二〇二〇年、五六頁―五七頁 『哲学とは何か』竹田青嗣著、
- 57 二〇〇〇年〔令和二年〕、二四二頁〕 全身のセンサー(触覚)を総動員する彼らは、 る。つまり〈見常者〉なのである。全盲者は視覚以外の感覚を駆使して生きているのだから、 見常者」とは全盲の研究者広瀬浩二郎による造語である。「社会の多数派は視覚優位、 〈触常者〉なのである。」『触常者として生きる』広瀬浩二郎著、伏流社、 視覚中心の生活を享受してい 明らかに見常者ではない。
- 58 した。日本政府は二○○七年九月二八日に署名している。二○二○年七月現在の批准国は一八二カ国である。 障害者の権利に関する条約は、第六一回国連総会(二〇〇六年一二月一三日)において採択、二〇〇八年五月三日に発効
- 日本政府の公定訳による。二〇一四年一月二〇日公布。

59

- 60 ス存在〉の地平へ」(『大阪経済法科大学法学論集第八一号』所収、二○一九年九月、二九─九○頁)で詳しく紹介した。 近代哲学者の「人格」概念については、拙稿「近代〈人格〉概念の原理的考察と『欲望論』―― 〈意識存在〉 から
- 61 ホッブズ、『リヴァイアサン(一)』、水田洋訳、岩波文庫、 一九九二年 (改訳発行)、一八七頁
- 62 ホッブズ、 同右書(一)、一九九二年、二六一頁
- 64 ホッブズ、 同右書 一九九二年、二六二頁

63

ホッブズ、

同右書(一)、

一九九二年、二六五頁

- 65 ホッブズ、同右書(一)、 一九九二年、二六二百
- 66 だ。…貧困を支える生活保護と、判断能力の低下を支える成年後見。この二つはともに福祉の根幹である。」(〈私の視点〉 日本における「成年後見人制度は、判断能力が低くなった高齢者らの意思を尊重しながら、 その暮らしと財産を守るもの

フッサールはま学芸文庫、

「間主観的還元」についてつぎのように述べている。

二〇〇四年、

一 頁

について記述することができるからである。

さらに、

共同体経験のなかで経験される共同性は、

(|ノエマ」)

がいかにして現出するのか

括弧入れを遂行することによって、彼の主観的な生のなかで現出者

それというのも、

〔私が他者の生を準現前化して、その〕他者の準現前化された生のなかで、

《還元という方法は、

自己経験から他者経験に移され

それに応じた

(一ノエシス」)

司法書士大野知行、二〇一九年五月二八日、朝日新聞

67 68 民法 二〇一九年·平成三一年版、 刑法の第七章「犯罪の不成立及び形の減免」 く減退した状態をいう、としている(大審、 なき状態をいい、 任無能力) 自分の犯した行為に関して「責任能力」をもたないとみなされる人間は、その罪を不問もしくは減免される(「ポケット六法 神喪失及び心神耗弱」①心神喪失者の行為は、罰しない。②心神耗弱者の行為は、その形を減免する。」すなわち、刑法上 「第三条の二「法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、 とは、 精神の障害により、 心神耗弱 一五一七頁)。「心神喪失者」おおび「心神耗弱者」の定義については、 (限定責任能力) 事物の理非善悪を弁識する能力なく、 とは、 の第三九条「心神喪失及び心神耗弱」はつぎのように定める。 院昭和六年(一九三一年)一二月三日判決 精神の障害が、 上記の能力が欠如する程度には達していないが、 または、この弁識にしたがって行動する能力 『刑集』一〇巻六八二頁 その法律行為は、 判例は、 第三九条 心神喪失

 $\widehat{70}$  $\widehat{71}$ 69 フッサールは「反省」についてつぎのように述べている。 れがこれらの主観的な諸体験を把握するのは、 体験のなかでわれわれに「意識」されるのであり、 有用性の代わりに、それらのものに対応する主観的な諸体験を把握する。すなわち、それらのものはこうした主観的な諸 るのである。反省をつうじてこそ、われわれは、 1 ーゲル (第三条の二は新設)」(「ポケット六法」、 -ゲル、 『精神の現象学 『法の哲学』、岩崎武雄責任編集、『ヘーゲル』(世界の名著三五)所収、 (上巻)』、金子武蔵訳、岩波書店、一九七九年、一八〇頁 有斐閣、二〇二〇年・令和二年版、三九七頁)。 反省をつうじてである。》(フッサール、『ブリタニカ草稿』、 直進的に与えられた端的な事象とか、 われわれに最も広い意味で「現出する」 《反省こそがはじめて、これ(心的な体験する働き) 中央公論社、 直進的に与えられた価値や目 のであるが、 九六七年、 谷徹訳、 を開 示す 頁

心的に個別化された志向

諸領域すべてを結びつけている共同の生-的諸領野に還元されるのみならず、現象学的純粋性のもとにあるかぎりでの間主観的な共同の生 ―にも還元されるのである(間主観的還元)。》(フッサール、同右書、二〇〇四年

一九—二一頁

73 フッサール、『デカルト的省察』、浜渦辰治訳、岩波文庫、二〇〇一年、一六五頁

74 「『今これをやっているのは私だ』『これは私がやったのだ』という感覚を、脳科学では、『主体性の感覚』と呼ぶ。これは、 二〇一八年、八八頁 人間の幸福に重大な影響をもたらすことが知られている。」(恩蔵絢子『脳科学者の母が、認知症になる』河出書房新社

<del>75</del> 院、二〇〇〇年、一二一頁 残された機能を活用しつつ生活全体のQOLを高めていこうとする発想への基本的な転換」(広井良典『ケア学』、医学書 「生活モデルの三段階」の第一段階。「『疾病』から『障害』へのパラダイム転換」「障碍は障害としてある程度認めながら、

76 二〇一八年一二月] 所収、五頁 岩内章太郎、「現象学と欲望論」岩内章太郎、 Web学術誌 『本質学研究』 第六号 [早稲田大学竹田青嗣研究室主監

 $\widehat{77}$ 岩内章太郎、 同右論文、二〇一八年一二月、 五頁

78 竹田青嗣、 前掲書 (第一巻)、二〇一七年、 三四五頁

80 79 竹田青嗣、 竹田青嗣、 前掲書 前掲書 (第一巻)、二〇一七年、 (第一巻)、二〇一七年、 三四四頁 三四六頁

81 竹田青嗣、 前掲書 (第一巻)、 二〇一七年、 三四四頁

82 岩内章太郎、 前揭論文、二〇一八年一二月、 六頁

83 竹田青嗣、 前掲書 (第一巻)、二〇一七年、二九二頁

85 竹田青嗣 前掲書 第一 巻)、 二〇一七年、 二八頁 84

竹田青嗣、

前掲書

(第一巻)、二〇一七年、二九五頁

86 認知症の人々が想像する世界』阿保順子、岩波書店、二〇一一年、一九〇頁

阪経法論 85('21.9)

92

-個別化された志向的

87 フッサー 一九八〇年、 ル 『ヨーロッパの学問の危機と先験的現象学』(『世界の名著62ブレンターノ/フッサール』) 五一二頁 細谷恒夫訳

中央

- 88 フッサール、 『ヨーロッパの学問の危機と先験的現象学』 細谷恒夫·木田元訳、 中公文庫、 九九五年、 三〇五一三〇六
- 90 89 『フッサール - 人と思想72』 フッサール、中公文庫、一九九五年、三四二―三四三百 加藤精司著、 清水書院、二〇一五 年、 四 八頁
- (92) 竹田青嗣、前掲書(第一巻)、二〇一七年、三〇六頁(91) 竹田青嗣、前掲書(第一巻)、二〇一七年、三〇六頁
- 94 93 「『今これをやっているのは私だ』[これは私がやったのだ』という感覚を、脳科学では、『主体性の感覚』と呼ぶ」(恩蔵絢子|脳 竹田青嗣、 前掲書 (第一巻)、二〇一七年、五二九百
- 96 95 科学者の母が、認知症になる』河出書房新社、二〇一八年、八八頁) 前掲書(第一巻)、二〇一七年、六九一頁
- 97 要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、 「これからの認知症施策の基本的な考え方」:①世界に類をみない長寿国である日本で、 の行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。 要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、 る疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、 介護保険法(一九九七年・平成九年十二月十七日公布):第一条:この法律は、 機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を 加齢に伴って生ずる心身の変化に起因 高齢者が認知症になっても、 ıΫ́ そ す

私たちは認知症を何も分からなくなる病

認知症を正しく理解し、よりよいケアと医療が提供できるように努め

認知症の人を疎んじたり、拘束するなど、不当な扱いをしてきた。今後の認知症施策を進めるに当たっては、常に、これ

気と考え、徘徊や大声を出すなどの症状だけに目を向け、認知症の人の訴えを理解しようとするどころか、多くの場合、

まで認知症の人々が置かれてきた歴史を振り返り、

厳をもって質の高い生活を送ることは、私たちの共通の望みである。②かつて、

論

98 阿部謹也は、「接吻」の意味として自他の交流や濃密な関係の行為の他に、「敬意を表するため」、「婚姻の接吻の法的効力」、 年 · 平成二四年六月一八日公布、所収 聖別の行為」、「神に対する接吻の行為」、「講和の締結」、「収穫を増加させる力」などを挙げている。 (阿部謹也、「接吻」、

なければならない。「今後の認知症施策の方向性について」(「厚生労働省認知症施策検討プロジェクトチーム」、二○一二

99 -触れることには魔力があります。…(略)…触れられると鬼になったり、アウトになったりすること、それは鬼ごっこ "逆光のなかの中世史"、筑摩書房、二〇〇〇年所収)

ベスト新書、二〇一六年、一〇七頁、中略は筆者) や野球のルールとして、現代も多くの子供たちが知っています。」(加藤博子、『五感の哲学―人生を豊かに生き切るために』)、

- 100 大澤真幸『コロナ時代の哲学』(Thinking「O」一六号)左右社、二〇二〇年、二二頁
- 101 大澤真幸、同右書、二〇二〇年、一八一二五頁
- 102 認知症の人々が想像する世界』阿保順子、岩波書店、二〇一一年、一八四頁—一八六頁
- 103 うな気がします。自閉症が何かわからないというより、その人たちにどうしてあげたいのか、自分の心が見えないからで 東田直樹はつぎのように語っている。《たとえば「自閉症を理解してください」と言われても、 しょう。》(東田直樹、 『跳びはねる思考』、イートン・プレス、二〇一四年、一四頁) 多くの方は戸惑われるよ

広瀬浩二郎『触常者として生きる』、伏流社、二○二○年、七頁

104

- 105 広瀬浩二郎、 『世界をさわる』文理閣、二〇一四年、二四三頁
- 106 ミンコフスキー、 『精神分裂病』村上仁訳、 みすず書房、 一九八八年、七三頁
- 107 竹田青嗣、前掲書(第一巻)、二〇一七年、二九一頁二二九四百
- 108 山竹伸二は、 人権概念と共生論の哲学的考察」(二〇一八年度)の研究分担者である。 わたし(金泰明)が研究代表者として取得した文科省科研費助成研究「二つの人権原理と普遍ルール社会構
- 109 とめた言葉である(『哲学とは何か』、NHK出版、二〇二〇年、一七七頁 竹田青嗣は、 「なつかしさの本質直観」(深谷敬太郎一九九四年度明治学院大学国際学部卒業論文)を紹介しながら取りま

94

- 110 広井良典『ケア学』、医学書院、二〇〇〇年、一二六頁
- 111 『手の倫理』 伊藤亜紗、 講談社メチエ、二〇二〇年、四頁―五頁
- 112 113 伊藤亜砂、 「彫塑」ヘルダー著、『ヘルダー/ゲーテ』小栗浩翻訳、 同右書、二〇二〇年、二一七頁

坂部恵、

一九八三年所収、二〇頁—二八頁

- 114 「〈ふれる〉ことについてのノート」、『〈ふれる〉ことの哲学』 世界の名著38、 坂部恵著、 中公バックス、 岩波書店、一九八三年所収、 一九七九年、 二〇頁 所収、二六二頁
- 117 116 プラトン、「クリトン」(『ソクラテスの弁明―エウチュポロン、クリトン』山本光雄訳、 プラトンは「魂の世話」についてつぎのように語っている。「魂の世話をしようと引き取ったときには、 うるもの、目に見えないものなのである。」(プラトン、『パイドン』 岩田靖夫訳、岩波文庫、一九九八年、八四頁―八五頁) の考察も偽りに充ちている…略…そのようなものはなにも真ではない。…略…これに対して、 に励まし、その魂を解放しようと努力する。目を通しての考察は偽りに充ちており、また、耳やその他の諸感覚を通して う仕様もなく肉体の中に縛られ糊付けにされている。 …略…哲学は、こういう状態にあるかれらの魂を引き取って穏やか 角川文庫、一九七三年、 魂自身が見るものは知られ れらの魂はど 所収
- 119 118 西研、 意味ではなく、 食でもなく、 縁食」とは、縁食とは、藤原辰史(京都大学人文科学研究所准教授)の造語である。一人で食べるのではないから孤 一四頁——一五頁 『哲学は対話する――プラトン、 強い共同体意識を求める共食でもない。 単に、 めぐりあわせ、という意味」である フッサール 0 〈共通了解をつくる方法〉』、筑摩書房、二〇一九年、 藤原のいう 「縁 (藤原辰史、 は「人間と人間の深くて重いつながり、 『緑食論 ·孤食と共食のあいだ』、ミシマ社 という
- 阪経法論 85('21.9)

123 122 [2] 120

広井良典、

前掲書、 同右書、

二〇〇〇年、 二〇一八年、 二〇一八年、

恩蔵絢子、 恩蔵絢子、 恩蔵絢子、

二〇二〇年、二七頁

前掲書、二〇一八年、

頁

同右書、

四〇頁 九〇

四七頁—四八頁 

所収、二〇二一年三月、一頁―三三頁) 八四頁)、③金泰明、「普遍共生の原理的考察- 理的考察-

125 124 三本の論稿は以下の通り。①金泰明、「近代〈人格〉概念の原理的考察と『欲望論』—— の地平へ」(『大阪経済法科大学法学論集第八一号』所収、二○一九年九月、二九頁─九○頁)、②金泰明、「普遍共生の原 ロイス・ホルツマン、『遊ぶヴィゴツキー』、茂呂雄二訳、 新曜社、二〇一四年、 ix 頁 〈意識存在〉から〈エロス存在

-認知症との共生を考える(一)」(『大阪経済法科大学法学論集第八二号』所収、二〇二〇年三月、六一頁―

―認知症との共生を考える(二)」(『大阪経済法科大学法学論集第八四号』

- 127 126 恩蔵絢子、前掲書、二〇一八年、十二頁 苫野一徳 『愛』、講談社現代新書、二〇一九年、一七三頁、 略は筆者

128

129

J・グルニエ『地中海の冥想』、成瀬駒男訳、竹内書店、 阿保順子『認知症の人々が想像する世界』、岩波書店、二〇一一年、二一頁 一九七一年、二三八頁—二三九頁

阪経法論 85('21.9)